

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和5年3月28日

【事業年度】 第60期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

【会社名】 トラスコ中山株式会社

【英訳名】 TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中山 哲也

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋四丁目28番1号

【電話番号】 03-3433-9830(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部 本部長 兼 デジタル戦略本部 本部長 数見 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋四丁目28番1号

【電話番号】 03-3433-9835

【事務連絡者氏名】 経理部 部長 森 徹宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
トラスコ中山株式会社大阪本社
(大阪市西区新町一丁目34番15号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月		平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和3年12月	令和4年12月
売上高	(百万円)	-	220,674	213,404	226,833	246,453
経常利益	(百万円)	-	14,197	11,559	13,555	15,065
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	-	9,613	8,007	11,596	10,626
包括利益	(百万円)	-	9,927	7,758	11,945	10,686
純資産額	(百万円)	-	127,478	132,960	142,426	151,002
総資産額	(百万円)	-	196,094	208,854	222,657	225,207
1株当たり純資産額	(円)	-	1,933.13	2,016.28	2,159.86	2,289.92
1株当たり当期純利益	(円)	-	145.78	121.43	175.86	161.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	65.0	63.7	64.0	67.1
自己資本利益率	(%)	-	7.5	6.1	8.4	7.2
株価収益率	(倍)	-	19.2	23.9	15.5	12.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	10,998	15,068	15,926	12,178
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	19,707	8,743	4,596	5,165
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	14,558	7,722	2,243	9,110
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	-	18,330	32,344	41,449	39,400
従業員数	(名)	-	1,656 (903)	1,674 (924)	1,632 (999)	1,633 (1,090)

- (注) 1 第57期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。
3 従業員数欄の()は、パートタイマーの人数で、月間所定労働時間を基準に算出した年間平均雇用人員です。
4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る経営指標等については、当該会計基準等を遡及適用した後の指標等となっています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月		平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和3年12月	令和4年12月
売上高	(百万円)	214,297	220,357	213,205	226,397	245,899
経常利益	(百万円)	14,642	14,302	11,635	13,579	15,028
当期純利益	(百万円)	9,722	9,715	8,085	11,628	10,595
資本金	(百万円)	5,022	5,022	5,022	5,022	5,022
発行済株式総数	(株)	66,008,744	66,008,744	66,008,744	66,008,744	66,008,744
純資産額	(百万円)	120,648	128,049	133,886	143,116	151,388
総資産額	(百万円)	170,216	196,624	209,751	223,316	225,548
1株当たり純資産額	(円)	1,829.54	1,941.79	2,030.33	2,170.32	2,295.78
1株当たり配当額	(円)	37.0	36.5	30.5	35.5	40.0
(内1株当たり 中間配当額)	(円)	(18.5)	(18.5)	(16.5)	(20.0)	(16.5)
1株当たり 当期純利益	(円)	147.44	147.32	122.62	176.34	160.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	70.9	65.1	63.8	64.1	67.1
自己資本利益率	(%)	8.3	7.8	6.2	8.1	7.0
株価収益率	(倍)	19.6	19.0	23.6	15.5	12.7
配当性向	(%)	25.1	25.0	24.9	20.1	24.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,928	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	18,144	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,492	-	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	11,685	-	-	-	-
従業員数	(名)	1,602 (901)	1,612 (903)	1,628 (924)	1,586 (999)	1,593 (1,090)
株主総利回り	(%)	89.3	87.5	91.4	87.4	67.4
(比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	(84.0)	(99.2)	(106.6)	(120.2)	(117.2)
最高株価	(円)	3,480	3,180	2,978	3,125	2,793
最低株価	(円)	2,448	2,192	1,739	2,539	1,654

- (注) 1 最高株価及び最低株価は、令和4年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、令和4年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものです。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。
- 3 従業員数欄の()は、パートタイマーの人数で、月間所定労働時間を基準に算出した年間平均雇用人員です。
- 4 第57期より連結財務諸表を作成しているため、第57期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載していません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る経営指標等については、当該会計基準等を遡及適用した後の指標等となっています。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和34年 5月	大阪市天王寺区に機械工具卸売業、中山機工商会として創業。
昭和39年 3月	中山機工商会創業者中山注次が大阪市中央区(当時、大阪市東区)にて中山機工株式会社を設立(資本金5百万円)。
昭和46年 1月	本社を大阪府東大阪市機械卸売業団地に移転。
昭和46年 3月	大阪府東大阪市にて、スチール製品の取扱部門を分社し、中山ファイリング株式会社を設立。
昭和56年 4月	ホームセンター業界へ進出。
昭和58年10月	貿易部(現 海外部海外販売課及び現 海外商品部海外調達課)を設置し、海外取引を開始。
昭和62年10月	中山ファイリング株式会社を吸収合併(資本金580百万円)。
平成元年 3月	日本証券業協会に店頭登録(資本金2,722百万円)。
平成5年 4月	本社を大阪府東大阪市本庄西2丁目73番地8に移転。
平成6年 1月	トラスコ中山株式会社に商号変更。
平成6年 4月	大阪証券取引所市場第二部に上場(資本金5,022百万円)。 当社初の物流センター「プラネット九州(現 HC九州物流センター)」を開設。
平成7年 5月	東京証券取引所市場第二部に上場(資本金5,022百万円)。
平成8年 3月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定(資本金5,022百万円)。
平成14年 4月	東京本社を開設。
平成15年 1月	プライベート・ブランド商品を“TRUSCO”ブランドに統一。
平成16年 7月	本店を大阪市西区新町一丁目34番15号に移転。
平成17年 1月	ISO14001の認証を全社で取得完了。
平成17年12月	手形取引全廃。
平成18年11月	新基幹システム「パラダイス」稼働。
平成20年 4月	8ブロック制から2営業部制へ組織変更。
平成21年 4月	NB商品部及びPB商品部を商品部及びオレンジブック部へ組織変更。
平成22年 4月	東日本営業部及び西日本営業部の2営業部制からファクトリー営業部及びホームセンター営業部の2営業部制へ組織変更。
平成22年 7月	全ての営業所を支店へと名称変更。
平成22年 9月	初の海外現地法人となる子会社PRO TOOL NAKAYAMA CORPORATION (THAILAND)LIMITEDを設立。
平成25年 4月	eコマース営業部(現 eビジネス営業部)・海外部を新設。
平成25年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第一部は、東京証券取引所市場第一部に統合。
平成26年 3月	本店を東京都港区新橋四丁目28番1号に移転。 決算期を3月から12月に変更。
平成26年12月	子会社PRO TOOL NAKAYAMA CORPORATION (THAILAND)LIMITEDからTRUSCO NAKAYAMA CORPORATION (THAILAND)LIMITEDへ社名変更。 2か所目の海外現地法人となる子会社PT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIAを設立。
平成27年10月	ドイツ駐在所(デュッセルドルフ・現 ドイツオフィス)開設。
平成28年 1月	eビジネス営業部を通販、MROサプライへ細分化。 商品部を東京商品部及び大阪商品部へ細分化。
平成29年 1月	普通株式を1株につき2株の割合をもって株式分割。
平成29年 7月	物流本部を設置。
平成30年 1月	物流部を首都圏、東日本、西日本へ細分化。 ファクトリー営業部を北海道・東北・北関東、首都圏、信州・北陸・東海、近畿圏、中国・四国・九州へ細分化。
平成31年 1月	情報システム本部を設置。

	連結財務諸表作成開始。
平成31年4月	トラスコ中山健康保険組合を設立。
令和元年9月	ファクトリー営業部を東部、首都圏、中部、近畿、西部に変更。 物流部を東部、首都圏、中部、近畿、西部、ホームセンターへ細分化。 eビジネス営業部 通販及びMROサプライをeビジネス営業部に統合。
令和元年12月	I S O 14001の卒業による認証期間終了。
令和2年1月	基幹システム「パラダイス」リニューアル。
令和2年8月	情報システム本部の名称をデジタル戦略本部に変更、デジタル戦略本部にデジタル推進部を新設。 「DX銘柄2020」に選定及び「DXグランプリ2020」を受賞。 平成6年に導入した株主優待制度を廃止。
令和3年1月	カタログメディア部及びマーケティング部を廃止。 物流改革部を新設。
令和3年3月	「DX認定取得事業者」に認定。
令和3年6月	名古屋大学との産学連携及びGROUND株式会社、株式会社シナモンとの資本業務提携契約締結。
令和3年7月	ロジプラットフォーム開発室 兼 P愛知準備室、商品DBプラットフォーム開発室、UXプラットフォーム開発室を新設。
令和4年1月	営業企画部、人事部、海外商品部を新設。 物流部を東日本と西日本に変更。 タイオフィス、台湾オフィスを新設。
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。
令和4年6月	「DX銘柄2022」に選定。
令和5年1月	物流安全推進部を新設。 「グッドキャリア企業アワード2022」大賞を受賞。

3 【事業の内容】

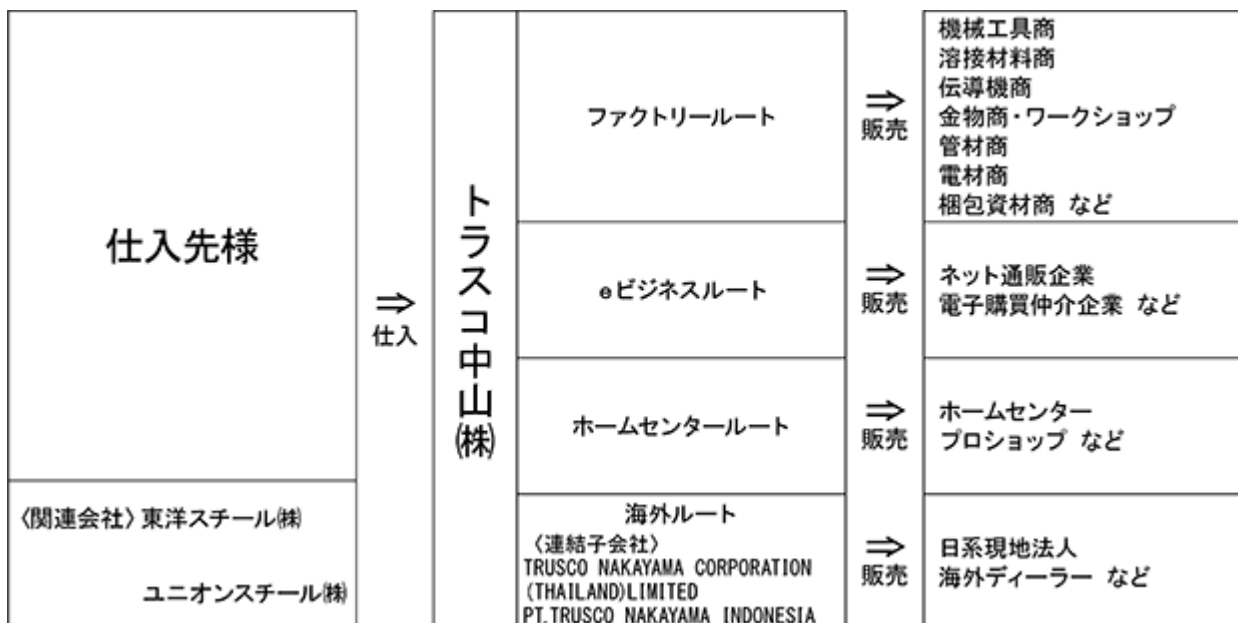
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社2社及び関連会社2社から構成されています。

当社は、ファクトリールート（製造業、建設関連業等向け卸売）、eビジネスルート（ネット通販企業等向け販売）、ホームセンタールート（ホームセンター、プロショップ等向け販売）、海外ルート（連結子会社業績、諸外国向け販売）があり、販売ルートに即した営業体制のもと事業を行っています。各ルートで取り扱う作業用品・ハンドツール等の一部（キャスター、工具箱等）及び物流保管用品、研究管理用品等の一部（作業台等）を関連会社が製造し、当社が仕入れて国内外の得意先様に販売しています。また、子会社 TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION (THAILAND)LIMITED 及びPT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIAは、当社が日本国内で培ってきた強み・ノウハウをもとに、卸売業として現地の得意先様へ販売しています。

当社における商品分類別の主要取扱商品は次のとおりです。

商品分類	主要取扱商品
切削工具	切削工具、穴あけ・ネジきり工具
生産加工用品	測定計測、メカトロニクス、工作機工具、電動機械
工事用品	油圧工具、ポンプ、溶接用品、塗装・内装用品、土木建築、はしご・脚立、配管・電設資材、部品・金物・建築資材
作業用品	切断用品、研削・研磨用品、化学製品、工場雑貨、梱包結束用品、キャスター
ハンドツール	電動工具、空圧工具、手作業工具、工具箱
環境安全用品	保護具、安全用品、環境改善用品、冷暖房用品、防災・防犯用品、物置・エクステリア用品
物流保管用品	荷役用品、コンベヤ、運搬用品、コンテナ・容器、スチール棚
研究管理用品	ツールワゴン、保管・管理用品、作業台、ステンレス用品、研究開発関連用品
オフィス住設用品	清掃用品、文具用品、オフィス雑貨、電化製品、OA事務用機器、事務用家具、インテリア用品
その他	一般消費材、印刷物等

事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION(THAILAND) LIMITED(注)1	タイ サムットプラカー ン県バンブリー郡	1,297	プロツール (工場用副 資材)の卸 販売	100.0	主に当社から仕入れた 商品を外部に販売して います。
PT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIA(注)1	インドネシア 西ジャワ州ブカシ ン地区	2,900	プロツール (工場用副 資材)の卸 販売	100.0	主に当社から仕入れた 商品を外部に販売して います。

(注) 1 特定子会社です。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和4年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ファクトリールート	1,148 (938)
eビジネスルート	61 (3)
ホームセンタールート	74 (147)
海外ルート	43 (0)
全社(共通)	307 (2)
合計	1,633 (1,090)

- (注) 1 従業員数欄の()は、パートタイマーの人数で、月間所定労働時間を基準に算出した年間平均雇用人員です。
2 全社(共通)は、経営管理本部及び商品本部等の本社スタッフ部門の従業員です。

(2) 提出会社の状況

令和4年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,593 (1,090)	39.8	15.3	6,616

令和4年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ファクトリールート	1,148 (938)
eビジネスルート	61 (3)
ホームセンタールート	74 (147)
海外ルート	6 (0)
全社(共通)	304 (2)
合計	1,593 (1,090)

- (注) 1 従業員数は、当社から子会社、トラスコ中山健康保険組合及び公益財団法人中山視覚福祉財団への出向者(9名)を除く就業人員数です。
2 従業員数欄の()は、パートタイマーの人数で、月間所定労働時間を基準に算出した年間平均雇用人員です。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
4 全社(共通)は、経営管理本部及び商品本部等の本社スタッフ部門の従業員です。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社では労働組合は結成されていませんが、労使関係については円満に運営されています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社及び連結子会社は、「がんばれ！！日本のモノづくり」を企業メッセージとして掲げ、製造業や建設・建築現場を含む幅広いモノづくり現場で必要とされる工具、作業用品、作業用消耗品、機器類などの“PRO TOOL” [間接資材]や約9万アイテムに及ぶプライベート・ブランド商品“TRUSCO”を自社開発商品として取り扱う卸売業としてモノづくり現場のお役に立つことを経営の基本方針としています。

モノづくり現場では、多様化する生産活動において間接資材を「必要な時に」「必要なモノを」「必要なだけ」調達することが効率的な生産活動につながるといったニーズがあります。この需要に的確にお応えするため、取扱アイテムの拡大や即納などの付加価値の高い物流システム、AIを活用したAI見積「即答名人」[見積自動化システム]などのサービス、商品データベースを含むデジタル機能を構築・強化することで存在価値を高め、モノづくり現場に貢献するよう努めています。

また、当社はプロツールサプライヤーとして、いつの時代も日本のモノづくりのお役に立ち続ける企業でありたいと考えています。「人や社会のお役に立ててこそ事業であり、企業である」というこころざしのもと、事業を通じて社会価値と企業価値の両方を生み出すことで、社会課題の解決や持続可能な地域社会へ貢献することをサステナビリティの基本方針としています。

(2) 目標とする経営指標

独創的な企業として存在価値を高めるために優先すべきは、数値目標ではなく、能力目標と考えており、どのような能力を持った企業になりたいのかという発想を重要視しています。「人や社会のお役に立ててこそ事業であり、企業である」というところざし、「問屋を極める、究める」という指針を念頭に、お客様や社会から必要とされる企業を目指します。

< ありがたい姿 (能力目標) >

2030年までに在庫100万アイテムを保有できる企業になりたい。

1日24時間受注、1年365日出荷できる企業になりたい。

欠品、誤受注、誤出荷のない企業になりたい。

棚卸作業のない企業になりたい。

問屋であってもユーザー様直送出荷をストレスなくできる企業になりたい。

お見積りに瞬時にお応えできる企業になりたい。

業界「最速」「最短」「最良」の納品を実現できる企業になりたい。

可能な限り環境負担の小さい企業になりたい。

リサイクル、リユース、リターナブルにも積極的な企業になりたい。

日本のモノづくりを支えるプラットフォームになりたい。

業界の常識、習慣、定説、定石を塗り替えることのできる企業になりたい。

< 3か年経営計画 >

(単位：百万円)

	第61期 令和5年12月期		第62期 令和6年12月期		第63期 令和7年12月期	
	計画(連結)	前連結会計 年度比	計画(連結)	前連結会計 年度比	計画(連結)	前連結会計 年度比
売上高	265,090	+7.6%	284,000	+7.1%	304,200	+7.1%
ファクトリールート	182,555	+7.0%	192,900	+5.7%	203,500	+5.5%
eビジネスルート	56,967	+10.5%	63,200	+10.9%	70,100	+10.9%
ホームセンタールート	23,014	+3.8%	25,000	+8.6%	27,200	+8.8%
海外ルート	2,551	+21.0%	2,900	+13.7%	3,400	+17.2%
売上総利益	55,350	+6.1%	59,300	+7.1%	63,600	+7.3%
売上総利益率(%)	20.9	0.3pt	20.9	±0.0pt	20.9	±0.0pt
販売費及び一般管理費	39,650	+5.8%	41,500	+4.7%	43,500	+4.8%
(内 減価償却費)	6,397	4.1%	6,115	4.4%	5,239	14.3%
営業利益	15,700	+7.0%	17,800	+13.4%	20,100	+12.9%
経常利益	15,970	+6.0%	18,200	+14.0%	20,500	+12.6%
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,920	+2.8%	12,417	+13.7%	13,987	+12.6%
1株当たり配当金	41円50銭	+1円50銭	47円50銭	+6円00銭	53円00銭	+5円50銭

< 重要指標 >

能力目標を着実に達成するために、以下の重要指標を活用することで、企業価値の向上を図ります。

項目	実績			
	第60期 令和4年12月期 実績(連結)	第61期 令和5年12月期 計画(連結)	第62期 令和6年12月期 計画(連結)	第63期 令和7年12月期 計画(連結)
見積自動化率(%)	22.6	28.0	35.0	36.0
WEB見積依頼率(%)	46.0	50.0	57.0	58.0
システム受注率(%)	85.2	86.0	87.0	88.0
トラスコ オレンジブック.Com 公開アイテム数	3,167,188	4,200,000	5,400,000	6,600,000
総仕入先数	3,272	3,470	3,670	3,870
内) 海外仕入先数	329	350	370	390
トラスコ オレンジブック 掲載メーカー数	2,152	2,320	2,490	2,660
トラスコ オレンジブック 掲載アイテム数	374,000	374,000	374,000	374,000
トラスコ デジタルオレンジブック 掲載アイテム数	374,000	444,000	514,000	584,000
在庫アイテム数	562,026	595,000	645,000	695,000
内) 商品自動採用数	26,109	41,000	56,000	71,000
PB商品開発・ブラッシュアップ数	0	1,000	1,000	1,000
在庫総個数	53,197,583	56,000,000	59,000,000	62,000,000
在庫金額(百万円)	45,292	46,400	47,500	48,600
得意先法人数	5,575	5,630	5,680	5,730
得意先口座数	31,614	32,500	34,000	35,500
オレンジコマース接続企業数	2,233	2,600	2,850	3,150
MROストッカー導入企業数	775	1,000	1,500	2,000
販売個数	225,781,587	242,000,000	261,000,000	284,000,000
ユーザー様直送個口数	3,556,388	4,400,000	5,300,000	6,300,000
ユーザー様直送行数	4,374,725	5,400,000	6,500,000	7,700,000
入出荷1行当たり人件費(円)	113	108	103	98
在庫出荷率(%)	91.7	92.0	92.5	93.0
備車配達便数	162	150	138	134
自社配達便数	116	124	138	142
自社配達便率(%)	41.7	45.7	50.0	51.4
納品リードタイム	20時間10分04秒	-	-	-
CO2排出量(Scope1)(t-CO2)	2,327	-	-	-
CO2排出量(Scope2)(t-CO2)	8,109	-	-	-
発電量(kWh)	2,653,344	-	-	-
1人あたり月平均残業時間(時間)	18.1	18.1	-	-

(3) 今後の見通し

<業績予想>

	令和4年12月期 (個別)		令和4年12月期 (連結)		令和5年12月期 (連結)	
	実績	前期 実績比	実績	当連結会計年度 予算比	予算	前連結会計年度 実績比
売上高(百万円)	245,899	+8.6%	246,453	+1.2%	265,090	+7.6%
ファクトリールート	170,606	+5.1%	170,606	0.7%	182,555	+7.0%
eビジネスルート	51,576	+16.2%	51,576	+3.0%	56,967	+10.5%
ホームセンタールート	22,162	+20.7%	22,162	+13.9%	23,014	+3.8%
海外ルート	1,554	+23.5%	2,108	2.6%	2,551	+21.0%
営業利益(百万円)	14,588	+12.1%	14,667	+2.9%	15,700	+7.0%
経常利益(百万円)	15,028	+10.7%	15,065	+3.2%	15,970	+6.0%
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	10,595	8.9%	10,626	+6.7%	10,920	+2.8%
1株当たり当期純利益	160円68銭	15円66銭	161円15銭	+10円11銭	165円60銭	+4円45銭
1株当たり年間配当金	-	-	40円00銭	+2円00銭	41円50銭	+1円50銭
プライベート・ブランド商品 売上高(百万円)	45,876	+5.6%	45,876	1.6%	50,000	+9.0%
構成比率(%)	18.6%	0.4pt	18.6%	0.5pt	18.9%	+0.3pt

(注)1 プライベート・ブランド商品の数値は個別業績です。

2 令和4年12月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、前期実績比は当会計基準等を前期実績に遡及適用した数値と比較して記載しています。

次連結会計年度における当社及び連結子会社の事業環境は、内需の緩やかな回復への期待感はあるものの、海外経済の見通しは厳しさを増しており、輸出企業を中心に業況改善には時間がかかる見通しです。また、物価上昇によるコストの増加や人手不足による人件費増加などの懸念から、先行きについて慎重とならざるを得ない状況です。

次連結会計年度においても、モノづくり現場で必要とされる少量多品種の商品ニーズに的確にお応えするために、必要な設備投資を継続します。物流設備の導入やシステム開発、適正な在庫拡充を継続することで、ファクトリールートや、eビジネスルートの売上高の更なる増加を見込んでいます。また、ホームセンタールートに関しても、売場の改善提案や、当社のサービスを提案することで、主力得意先様の商品納入権獲得を目指します。加えて、海外ルートでは引き続き子会社のTRUSCO NAKAYAMA CORPORATION (THAILAND)LIMITED 及びPT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIA や海外部の諸外国向け販売において、EC企業向けの商品データ提供を加速させることで、既存得意先様の売上高の増加や新規得意先様の開拓を図ります。

販売費及び一般管理費につきましては、売上の拡大に伴う出荷量増による運賃及び荷造費の増加などを見込んでおり、合計396億50百万円を予想しています。

これらの施策を実行することで、様々な市場のニーズに対応できる体制の構築を進め、お客様の利便性向上を図り、事業戦略を強化することで、令和5年12月期は売上高・経常利益の増加を見込んでいます。

次連結会計年度の連結業績に関しては、売上高2,650億90百万円、経常利益159億70百万円、親会社株主に帰属する当期純利益109億20百万円、1株当たり当期純利益は165円60銭、年間配当金41円50銭を予想しています。

(4) 会社の経営環境及び対処すべき課題

製造業を中心としたモノづくり現場において、少量多品種の商品ニーズは今後も高まることが予想されます。そのニーズにお応えするためには、ネット通販企業の台頭やAI、IoTといったIT関連が発展していく中で、継続して物流やデジタル分野への投資を強化していく必要があります。また商品、物流、販売、デジタル、人事を柱とした5つの経営戦略を着実に実施していくことが、企業価値拡大の最も重要な要素であると考えます。

商品戦略

業界最大レベルの在庫(約56万アイテム)を更に拡大するために、海外ブランドを含めた取扱アイテム数をますます充実させるとともに、紙媒体である「トラスコ オレンジブック」の刷新を実行しました。ページ数を半減し、二次元コードによるWEB連携をすることにより、商品選定の利便性を向上しました。

データを商品領域の中心に据え、その拡充・活用・連携を推進し、データを通じてネット通販企業や大手ユーザー様との連携強化、業務プロセスの高速化・効率化、仕入先様との協業深化に取組み、“PRO TOOL”[間接資材]のプラットフォームとしての利便性向上を実現します。

物流戦略

「物流を制する者が商流を制す」という信念のもと、最先端の物流設備を増強し、ユーザー様直送機能を強化することで、更なる納品スピードの向上を図ります。物流センター28か所及び全国に29か所ある在庫保有支店では、各地域の市場のニーズに即した在庫拡充を進め、受注頻度の高い商品の在庫拡充や配送網を再整備し、即納体制の強化、物流コストの低減につなげることでお客様の利便性向上に努めます。また、マテハン設備とデジタルの双方を駆使し、競争力の源泉である在庫力を継続的に強化することで、お客様が必要とする“PRO TOOL”[間接資材]が「必ず見つかる、すぐ手に入る」を実現します。

販売戦略

環境変化に柔軟に対応し、お客様のニーズに的確にお応えするため、リアルとデジタルを組み合わせお客様との接点を増やし、課題を起点にした営業スタイルの変革を実施します。エネルギーや梱包資材などの資源消費削減につながる「荷合わせ・ユーザー様直送サービス」や、リユースサービスの強化につながる修理工房「直治郎」、究極の即納を実現する、置き薬ならぬ置き工具「MROストッカー」など環境負荷を軽減する取組みを強化するとともに、お客様に必要とされる商品の在庫化を推進することでサプライチェーンの効率化を実現します。

デジタル戦略

サプライチェーン全体の利便性向上のため、業界共通のデータ基盤の構築からユーザー様への先回り納品まで、当社が接点を持つあらゆるシーンでデジタルによる変革を続けていきます。見積自動回答システム「即答名人」、売れ筋商品を自動で在庫化する「商品自動採用システム」、得意先様とのコミュニケーションツール「T-Rate(トレイト)」のほか、AIやロボット活用をはじめとするデジタル変革の一層の加速を図り、他社にマネできない圧倒的な利便性を提供します。加えてそれらを支えるセキュリティ環境を構築し、安心して利用いただけるシステム基盤づくりを継続して進めていきます。これらの活動が評価され、令和4年6月には経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「デジタルトランスフォーメーション銘柄(DX銘柄)」において、「DX銘柄2022」に選定されました。当社は令和2年に「DXグランプリ2020」を受賞し、3年連続で「DX銘柄」に選定されています。社内の業務改革やサプライチェーン全体の商習慣を変えていくことで今後も新たなサービスを構築していきます。

人事戦略

独創的な発想で活躍できる人材を育てるため、部門を超えたジョブローテーションの実施と多様なコース選択や各種チャレンジ制度をハイブリッドに導入し、個人の能力を最大限に引き出しながら、長く安心して働ける環境を作っています。また、評価制度においては、上司だけでなく、周囲の人が相互に評価しあうオープンジャッジシステム(OJS=360度評価)が、人事考課や昇格などの人事処遇に至るまで運用されています。さらに、主体的なキャリア支援を行うことを目的に令和4年1月に人事部及びHRサポート課を新設し、自律的なキャリア形成の促進をサポートしています。従業員が長く安心して働ける環境づくりに加え、独自の人事制度を実行していくことで、一人ひとりの成長、そして会社の成長につなげます。

2 【事業等のリスク】

当社及び連結子会社の財政状態及び経営成績に関する事項のうち、投資家の皆様の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるリスクを以下に記載しています。また、当社及び連結子会社として、これらのリスク要因への対策が講じられている事項についても、積極的な情報開示の観点から記載しています。文中の将来に関する事項は、現在において当社が判断したものです。ここに掲げられている項目に限定されるものではありません。当社及び連結子会社は、リスクを認識して事業活動を行っており、リスクの最小化及び発生した場合の損失最小化に努めていますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本資料中の他の記載事項もあわせて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えています。

< 事業環境 >

景気変動

当社及び連結子会社は、製造業や建設・建築現場を含む幅広いモノづくり現場で必要とされる工具、作業用品、作業用消耗品、機器類などの“PRO TOOL”[間接資材]や約9万アイテムに及ぶプライベート・ブランド商品“TRUSCO”を自社開発商品として取り扱う卸売業として、モノづくり現場のお役に立つことを主たる事業としています。モノづくり現場で必要とされる少量多品種の商品ニーズにお応えするために、必要な設備投資を継続し、お客様の利便性向上に努めていますが、製造業を中心とした経済動向に予想外の変動があった場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

市場環境の変化

当社及び連結子会社は、モノづくり現場で必要とされる少量多品種の商品ニーズにお応えするべく、物流センター28か所、約56万アイテムの在庫を保有し、即納を可能とする卸売に徹した事業を主としています。また、約316万アイテムに及ぶ商品データベースと仕入先様3,272社との連携に加え、得意先様の口座数は31,614口座、法人数は5,575社と、幅広い販売チャネルを有しています。さらに、オリジナル総合カタログ「トラスコ オレンジブック」及び工場・作業現場のプロツール総合サイト「トラスコ オレンジブック.Com」を媒体に市場のニーズに応え、商品をお客様へ販売することが主要な事業です。今後、国内外の製造業の事業活動において、予期せぬ産業構造の変化、操業休止、減産、または、取引先様の経営状況の変化などにより、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合・優位性低下

当社及び連結子会社は、「持つ経営」を軸として、豊富な在庫商品、取扱アイテムを拡充するとともに、全国にある物流センター28か所及び29か所の在庫保有支店による即納体制の強化を中心に、市場での優位性を高めています。しかしながら、予期せぬスピードで競合他社が資本を投入し、機能の高い物流サービスを提供し、当社及び連結子会社の事業の優位性が低下した場合、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

製造業の構造変化

製造業や建設・建築現場を含む幅広いモノづくり現場において、電気自動車の普及などにより市場の需要が大きく変化することで、既存の商材やサプライチェーンの見直しが迫られるような根本的な産業構造の変化が起きた場合、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

< 事業運営 >

人材育成

当社及び連結子会社は、あらゆる分野において、独創的な発想で活躍できる人材を育てるため、部門を超えたジョブローテーションの実施と多様なコース選択や各種チャレンジ制度をハイブリッドに導入し、個人の能力を最大限に引き出しながら、長く安心して働ける環境を作っています。有能な人材の確保及び育成を重要視しており、各年代においてそれぞれの研修を行い、「自覚に勝る教育なし」という能動的な姿勢を育む環境を構築しています。また、新卒採用を継続することで、長期的な人材育成に努めています。しかしながら、突発的な景気の変動などにより、採用数を抑えなければならない状況、少子高齢化、労働人口の減少等により人材の確保及び育成が計画通り進まなかった場合、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

債権管理

当社及び連結子会社は、社内管理規程等に基づき徹底した与信管理を行い、貸倒リスクの軽減に努めています。しかしながら、取引先様の経営状況が想定外の諸事情により悪化し、債務不履行等が発生した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

品質管理・製造物責任法

当社及び連結子会社は、プライベート・ブランド商品“TRUSCO”を自社開発商品として、国内外問わず幅広い仕入先様とOEM(Original Equipment Manufacturing)による委託生産を行っています。これらの自社開発商品は、PB品質保証課を中心に徹底した品質管理を行っています。しかしながら、大規模なリコールや損害賠償責任を負うような商品の欠陥が発生した場合、プライベート・ブランド商品の安心・安全が損なわれることで、大きな信用失墜につながり、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

デジタル・情報セキュリティ

当社及び連結子会社は、事業全般において、高度なデジタル技術を活用しており、予期せぬシステムダウンやプログラムエラー、サイバー攻撃による障害が生じ、かつその復旧に想定以上の時間を要した場合、大きな機会損失につながります。さらに、システムの連携業務の停止や使用不能による事業への悪影響だけでなく、個人や取引先様情報の漏洩等が発生した場合にも、大きな信用失墜につながり、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

在庫管理

当社及び連結子会社は、豊富な在庫を成長のエネルギーと捉え、一般的に重要視される在庫回転率ではなく、「在庫出荷率」(ご注文のうちどれだけ在庫から出荷できたか)を重要指標とし、即納体制を強化しています。売れているから在庫を保有するのではなく、「在庫はあると売れる」という信念のもと、独創的な発想でお客様が必要とする在庫商品の拡充を進めています。令和4年12月期連結貸借対照表においては、棚卸資産は452億92百万円を計上しており、総資産に対する比率は20.1%となります。今後もより効果的に在庫を充実させることで即納体制を強化しますが、想定外の販売不振が続いた場合には、棚卸資産の評価減等が発生し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報

当社及び連結子会社は、多くの顧客情報を扱っています。万一情報の漏洩等が発生した場合、大きな信用失墜につながり、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<その他>

法規制・コンプライアンス

当社及び連結子会社は、社員一人ひとりが高い倫理観を持てるようコンプライアンスの指針として「取捨“善” 択」を掲げ、損得勘定ではなく、善悪を基準に判断するという企業姿勢を浸透させています。また、コンプライアンス手引書「トラスコ善択ブック」の配布や、社内外の通報窓口「善択ホットライン」を設置することで、コンプライアンス上の問題を早期に発見し、対処しています。しかしながら、事業活動に関連する様々な法令・規制等の制定や変更など、予期しない法令の適用などが財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社及び連結子会社は、「持つ経営」を念頭に、建物や土地、車両に至るまで自社保有を進めています。令和4年12月期連結貸借対照表において、有形固定資産を中心として固定資産の総額は1,055億40百万円を計上しており、総資産に対する比率は46.9%となります。今後、経済環境の変化などにより保有固定資産の経済価値や収益性の著しい低下が発生した場合には、適正な減損処理を実施することとなり、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・感染症

当社及び連結子会社は、「如何なる時においても商品を供給する」という方針のもと、地震や水害などの自然災害に備えるため、免震構造の物流センターや社屋を構え、災害備蓄品の在庫を6か月分以上保有しています。また、全国の物流センター28か所及び29か所の在庫保有支店を分散配置することで、復旧・復興支援物資の安定供給を目指しています。さらに、事業活動の継続のために、事業継続計画（BCP）の策定、安否確認システムの導入、災害対策マニュアルの作成、防災訓練、新型コロナウイルス感染症等の対策を講じています。しかしながら、予期せぬ事態が発生し、電力や公共機関などのインフラ機能の停止、感染症の拡大、各事業所の損壊等により、事業活動が継続できなくなった場合、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達

当社及び連結子会社は、令和4年12月期連結貸借対照表において、自己資本比率67.1%であり、総資産に占める借入依存度は低いものの、今後の金利動向や業績の悪化に伴い返済能力の著しい低下や、更なる資金調達が困難になった場合は、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動

当社及び連結子会社は、「やさしさ、未来へ」基本方針のもと、幅広い事業活動における環境面に関して、適用可能な法律、条令ならびに協定など、同意するその他の事項の要求事項を順守しています。また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに基づき、気候変動が当社に与えるリスクや機会を分析し開示しています。しかしながら、地球温暖化などの世界的な気候変動の動向により、温室効果ガスの排出量削減を目的とした法的な規制強化やサプライチェーンの規制等により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業

当社および連結子会社は、タイ、インドネシアの2か国にて事業を展開し、海外部にて諸外国向け販売を行っています。これらの国において、政治、経済、社会情勢の変化、紛争、感染症の拡大などによる工場の稼働停止といった、予期せぬ事象が発生し、販売活動に支障が出た場合は、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

レピュテーションリスク

当社及び連結子会社は、自社ホームページや各種SNSなどを通じて社外に対して情報発信を行っています。予期せぬ、根拠のない風評被害やそれに伴う誹謗中傷が拡散されることにより、企業イメージが著しく低下した場合は、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社及び連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社及び連結子会社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っています。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 経営成績の状況

事業全体の状況

当連結会計年度（令和4年1月1日～令和4年12月31日）における日本経済は、非製造業の景況感は改善したものの、製造業の景況感は、半導体市場の縮小に加え、資源価格の上昇や円安の進行によるコスト高により利益が圧迫され、素材業種を中心に悪化しました。先行きについても、海外経済の減速のリスクやコスト高の影響により、引き続き慎重とならざるを得ない状況といえます。

このような環境下で当社及び連結子会社は、いつの時代もお客様や社会から必要とされる企業を目指し、「業界『最速』『最短』『最良』の納品を実現できる会社になりたい。」等、11項目の「ありたい姿」（能力目標）実現のための取組みを継続しました。

当社は「がんばれ！！日本のモノづくり」を企業メッセージに掲げ、プロツールの供給を通じて、お客様にとって最高の利便性を提供することが、結果として社会貢献につながると考えています。また環境活動や社会活動・ガバナンスも含めた未来への取組みとして「やさしさ、未来へ」基本方針の下、トラスコの事業活動が社会価値と企業価値の両方を生み出すものとする「TSV活動（TRUSCO Shared Value）」に取り組んでいます。取扱アイテムの拡大とともに、在庫アイテム数を約56万アイテムまで拡充し、戦略的に即納体制を強化したことにより、資源価格の上昇や商品の欠品が増加する中でも機会損失を最小限にとどめました。また、置き薬ならぬ置き工具「MROストックカー」の設置や「荷合わせ・ユーザー様直送サービス」の利用促進をはじめ、サプライチェーン全体の業務効率化を図り、温室効果ガス排出量の抑制、エネルギーや梱包資材などの資源消費の削減に努めました。さらに、当社の競争力の源泉は「独創力」にあると考え、令和4年1月付けで人事部を新設し、キャリアプランに合わせた新たなコースを設けるなど、独創的な人材を生み出すための人事制度改革を実施することで、各施策を効果的に実行できる組織づくりに取り組みました。それらの取組みが評価され、令和5年1月に厚生労働省が主催する「グッドキャリア企業アワード2022」において、大賞を受賞しました。また、令和4年6月には経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「デジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）」において、「DX銘柄2022」に選定されました。当社は令和2年に「DXグランプリ2020」を受賞し、3年連続で「DX銘柄」に選定されています。令和4年9月には得意先様向けに「トラスコ オレンジブック.Com」にて「仕入先在庫連携サービス」を開始し、DX化を推進することで利便性を向上しました。

その結果、当連結会計年度における売上高は2,464億53百万円（前年同期比8.6%増）となりました。

また、売上総利益率は21.2%（前年同期比0.2ポイント増）となり、売上総利益は521億60百万円（前年同期比9.4%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、売上の拡大に伴う出荷量増による運賃及び荷造費の増加、物価高騰が続く中で従業員の生活支援を目的とした臨時賞与を支給したことなどにより、その合計額は374億93百万円（前年同期比8.1%増）となりました。

以上の結果により、営業利益は146億67百万円（前年同期比12.8%増）、経常利益は150億65百万円（前年同期比11.1%増）、株式の売却による特別利益が1億94百万円計上されましたが、前連結会計年度に土地の売却による特別利益を34億66百万円計上しているため、親会社株主に帰属する当期純利益は106億26百万円（前年同期比8.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績

1) ファクトリールート(製造業、建設関連業等向け卸売)

ファクトリールートにおいては、全国に28か所ある物流センター及び全国に29か所ある在庫保有支店による欠品対策などの在庫施策を実施し、得意先様の利便性向上に努めました。また、ユーザー様の工場に、置き薬ならぬ置き工具「MROストッカー」を設置することで、工場内ですべて商品の調達が可能となるサービスの拡大や、サプライチェーン全体の物流コストや手間を大幅に削減できる「荷合わせ・ユーザー様直送サービス」、リユースの促進につながる修理サービスの修理工房「直治郎」のPRを強化するなど、環境負荷の軽減にもつながる営業活動を行いました。これらの活動により、設備投資に係る物流保管用品、生産工場の稼働に係るハンドツールや環境安全用品の売上高が増加しました。

その結果、売上高は1,706億6百万円(前年同期比5.1%増)、経常利益は108億46百万円(前年同期比17.1%増)となりました。

2) eビジネスルート(ネット通販企業等向け販売)

eビジネスルートにおいては、3,272社の仕入先様との協業を基軸に、約316万アイテムに及ぶ商品データベースと得意先様のシステムとの連携を強化し、得意先様毎のご要望に合わせた物流加工を行いました。また、4か所の物流センターに6ライン導入しているI-Pack®(アイパック)[高速自動梱包出荷ライン]を活用したユーザー様への直送のニーズにお応えしました。これらの活動により、生産工場の稼働に係る環境安全用品や作業用品、設備投資に係る工事用品などの売上高が増加しました。

その結果、売上高は515億76百万円(前年同期比16.2%増)、経常利益は34億77百万円(前年同期比3.5%増)となりました。

3) ホームセンタールート(ホームセンター、プロショップ等向け販売)

ホームセンタールートにおいては、建築現場などで働くユーザー様をターゲットとしたプロショップなど、各得意先様に対し売場の改善提案や商品納入権の獲得に向けた営業活動を強化しました。また、ホームセンター各社がEC事業を強化していることから、当社の約56万アイテムに及ぶ在庫と物流設備を活用したサービスを積極的に提案しました。これらの活動により、作業用品や環境安全用品などの受注が増え、売上高増加に寄与しました。

その結果、売上高は221億62百万円(前年同期比20.7%増)、経常利益は3億93百万円(前年同期比13.6%減)となりました。

4) 海外ルート(連結子会社業績、諸外国向け販売)

海外ルートにおいては、連結子会社であるTRUSCO NAKAYAMA CORPORATION(THAILAND)LIMITED及びPT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIAの業績と海外部の諸外国向け販売を含めています。連結子会社では、在庫アイテムの見直しによりリードタイムを短縮し、また現地得意先様及び仕入先様の開拓を進めることで販売活動を強化しました。さらに、海外部の諸外国向け販売では、アジア太平洋地域を中心にEC企業との口座を開設するなど、取引を拡大しました。

その結果、売上高は21億8百万円(前年同期比24.4%増)、経常利益は97百万円(前年同期は32百万円の経常損失)となりました。

仕入及び販売の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前期比(%)
ファクトリールート	136,453	3.7
e ビジネスルート	40,220	17.7
ホームセンタールート	19,067	25.6
海外ルート	1,552	29.3
合計	197,293	8.3

(注) 金額は仕入価格によっています。

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
ファクトリールート	170,606	5.1
e ビジネスルート	51,576	16.2
ホームセンタールート	22,162	20.7
海外ルート	2,108	24.4
合計	246,453	8.6

目標とする経営指標の達成状況

目標とする経営指標及び当連結会計年度の実績、翌連結会計年度以降の目標数値については「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(2) 目標とする経営指標」に記載のとおりです。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ25億50百万円増加の2,252億7百万円（前連結会計年度末比1.1%増）となりました。その主な要因は、売掛金が27億82百万円増加、商品が30億円増加、プラネット新潟の建設用地の取得などにより土地が6億51百万円増加し、短期借入金の一部返済により現金及び預金が20億68百万円減少、機械装置及び運搬具が9億80百万円減少、ソフトウェアが12億71百万円減少したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ60億24百万円減少の742億5百万円（前連結会計年度末比7.5%減）となりました。その主な要因は、買掛金が25億11百万円増加、短期借入金が70億円減少、未払法人税等が3億82百万円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ85億75百万円増加の1,510億2百万円（前連結会計年度末比6.0%増）となりました。その主な要因は、利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純利益106億26百万円の計上により増加し、配当金21億10百万円の支払などにより減少したことによるものです。自己資本比率は前連結会計年度末の64.0%から67.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、121億78百万円の収入超過（前連結会計年度は159億26百万円の収入超過）となりました。その主な要因は、税金等調整前当期純利益152億59百万円、減価償却費66億90百万円、仕入債務の増加25億5百万円の収入に対し、売上債権の増加33億98百万円、法人税等の支払額49億5百万円、棚卸資産の増加29億6百万円の支出によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、51億65百万円の支出超過（前連結会計年度は45億96百万円の支出超過）となりました。その主な要因は、プラネット東関東自動倉庫及び堺ストックセンター新築にかかる工事費の支払など、有形固定資産の取得による支出38億18百万円、ソフトウェア構築費の支払など、無形固定資産の取得による支出11億14百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、91億10百万円の支出超過（前連結会計年度は22億43百万円の支出超過）となりました。その主な要因は、短期借入金の一部返済70億円、配当金の支払21億9百万円によるものです。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ20億49百万円減少し、394億円（前連結会計年度末は414億49百万円）となりました。

当社及び連結子会社の資本の財源及び資金の流動性について

当社及び連結子会社は、事業活動のための適切な流動性の確保と健全な財政状態の維持のため、営業キャッシュフローの創出に努めています。

当社及び連結子会社の主な資金需要は、商品の仕入れ、販売費及び一般管理費等の営業費用等の運転資金、並びに物流設備や情報システム等への設備投資資金です。これらの資金需要につきましては、基本的に営業キャッシュフロー及び自己資金を主な源泉と考えています。ただし、当社及び連結子会社の成長スピードを加速させるための設備投資を中心とした戦略的な資金につきましては、必要に応じて金融機関からの借入などにより調達することとしています。なお、安定的かつ効率的な資金調達に備えるため、複数の取引金融機関と当座貸越契約を締結しています（極度総額500億円、当連結会計年度利用残高100億円）。

この方針に従い、当連結会計年度における運転資金、設備投資資金につきましては、自己資金並びに金融機関からの借入金を充当しています。今後も資本と負債のバランスに配慮しながら、必要な資金を調達してまいります。

現預金につきましては、流動性確保のため、月商の1か月分を目安に保有する方針としていますが、前々連結会計年度（第58期）において、新型コロナウイルス流行による経済危機発生の可能性を踏まえ、金融機関から総額100億円を長期借入により調達してプールしており、引き続き不測の事態に備えて、資金の流動性を高めています。

また、財務の健全性等について、客観的な視点で認識することを主たる目的に、每期、格付投資情報センター（R&I）から発行体格付を取得しており、本報告書提出時点においては「A」（シングルA）となっています。

（4）重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社及び連結子会社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち特に重要なものは以下の通りです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、以下の見積りに重要な影響を与える事象は発生しておりません。

しかしながら、今後の事業に与える影響につきましては、継続的に注視していく必要があるものと考えています。

固定資産の減損損失

当社及び連結子会社は、「2 事業等のリスク」に記載のとおり、令和4年12月期連結貸借対照表において、有形固定資産を中心として、固定資産の総額は1,055億40百万円を計上しており、総資産に対する比率は46.9%となります。事業用資産は、管理会計上の事業所ごと、賃貸用資産及び遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

経営環境の悪化や時価の著しい下落等が生じ、回収可能価額が帳簿価額を下回る状況となった場合には、減損損失が発生し、当社及び連結子会社の業績に重要な影響を与える可能性があります。

棚卸資産の評価

当社及び連結子会社は、「2 事業等のリスク」に記載のとおり、令和4年12月期連結貸借対照表において、棚卸資産452億92百万円を計上しており、総資産に対する比率は20.1%となります。一定の保有期間が経過した滞留在庫について、商品の性質に応じた評価減率を設定し、評価を行っています。滞留在庫の定義や評価減割合が年度末時点の棚卸資産の収益性を適切に反映しているか否かに関して、商品等の過去の販売実績が将来の期間においても継続すると仮定して商品等の将来の販売可能性を見積もっています。

将来における景気等の市場経済を取り巻くさまざまな外部要因や著しい技術改革等によって、商品等の販売実績が当初の想定を大きく下回った場合には、棚卸資産の評価額が変動し、当社及び連結子会社の業績に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の評価

将来の課税所得を見積り、回収可能性がある将来減算一時差異についてのみ、繰延税金資産として資産計上を行い、回収不能なものについては評価性引当額を計上しています。経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要となった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社及び連結子会社の業績に重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

令和3年8月19日開催の取締役会において、当社大阪本社の移転のために大阪のオフィス中心街である本町に新たに土地・建物を取得するとともに、現在の大阪本社の土地・建物を、第三者に譲渡することを決議しました。

移転先の土地・建物の取得に関しては、令和3年9月30日に契約を締結、令和3年11月8日に取得を完了しています。大阪本社の土地・建物の譲渡に関しては、令和3年8月24日に契約を締結、譲渡は令和6年12月28日を予定しており、譲渡益は、特別利益として令和6年12月期での計上を予定しています。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は、4,799百万円です。物流機能の強化などを目的に設備投資を実施しました。うちシステム投資は1,179百万円です。セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりです。

ファクトリールート

当連結会計年度の主な設備投資は、プラネット東関東第2パレット自動倉庫新築工事1,233百万円、堺ストックセンター新築工事720百万円です。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

令和4年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
プラネット北海道 札幌支店 (札幌市東区)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	176	2	323 (7,368)	13	516	28
プラネット東北 仙台支店 (仙台市宮城野区)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	4,142	1,560	1,269 (7,046)	153	7,126	43
郡山支店 (福島県郡山市)	ファクトリールート	販売業務	519	3	232 (3,624)	5	760	16
H C 東日本物流センター 新潟支店 (新潟県三条市)	ファクトリールート ホームセンタールート	物流業務 販売業務	81	4	307 (5,879)	4	398	29
宇都宮ストックセンター (栃木県河内郡)	ファクトリールート	物流業務	13	0	101 (1,878)	1	115	-
小山ストックセンター (栃木県小山市)	ファクトリールート	物流業務	145	0	236 (4,690)	4	386	-
プラネット北関東 伊勢崎支店 (群馬県伊勢崎市)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	1,464	386	995 (33,058)	37	2,883	46
プラネット埼玉 幸手支店 (埼玉県幸手市)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	10,969	1,734	1,168 (35,218)	192	14,064	70
大宮支店 大宮ストックセンター (さいたま市西区)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	19	0	156 (1,652)	0	176	15
プラネット東関東 松戸支店 (千葉県松戸市)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	1,323	428	1,027 (11,911)	36	2,816	75

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
東京本社 東京支店 通販東京支店 MROサプライ東京支店 HC東京支店 (東京都港区)	ファクトリールート eビジネスルート ホームセンタールート 海外ルート	本社業務 販売業務	1,833	54	4,941 (713)	158	6,988	260
東京バックアップセンター (川崎市川崎区)	ファクトリールート	物流業務	354	5	567 (2,509)	11	939	5
京浜支店 (東京都大田区)	ファクトリールート	販売業務	270	0	454 (1,428)	0	725	26
ブラネット南関東 厚木支店 (神奈川県伊勢原市)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	7,782	1,347	1,421 (12,105)	175	10,727	71
名古屋支店 (名古屋市瑞穂区)	ファクトリールート	販売業務	106	0	220 (1,827)	2	329	24
豊橋ストックセンター (愛知県豊橋市)	ファクトリールート	物流業務	327	7	358 (9,900)	37	730	-
ブラネット東海 岡崎支店 HC東京支店(岡崎) (愛知県岡崎市)	ファクトリールート ホームセンタールート	物流業務 販売業務	1,070	506	400 (14,783)	88	2,066	64
岡崎ストックセンター (愛知県岡崎市)	ファクトリールート	物流業務	1	1	136 (5,627)	3	142	-
ブラネット名古屋 小牧支店 (愛知県江南市)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	198	3	349 (5,627)	7	558	27
四日市支店 (三重県四日市市)	ファクトリールート	販売業務	26	3	71 (1,292)	0	102	17
ブラネット滋賀 竜王支店 (滋賀県蒲生郡竜王町)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	957	120	272 (11,575)	44	1,395	37
東大阪ストックセンター 東大阪支店 (大阪府東大阪市)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	210	0	242 (1,321)	6	460	14
大阪本社 大阪支店 通販大阪支店 HC大阪支店 (大阪市西区)	ファクトリールート eビジネスルート ホームセンタールート	本社業務 販売業務	459	9	506 (949)	45	1,021	174
大阪本社移転先 (大阪市中央区)	-	本社業務	203	-	4,446 (1,035)	-	4,650	-
ブラネット大阪 南大阪支店 (堺市堺区)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	2,088	289	1,331 (10,386)	35	3,746	105
ブラネット神戸 (神戸市中央区)	ファクトリールート	物流業務	767	393	482 (8,286)	61	1,704	31
HC西日本物流センター 奈良ストックセンター (奈良県奈良市)	ファクトリールート ホームセンタールート	物流業務	241	0	326 (19,698)	10	578	17

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
プラネット山陽 岡山支店 (岡山市北区)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	859	5	461 (2,705)	8	1,334	24
岡山ストックセンター (岡山市南区)	ファクトリールート	物流業務	6	-	98 (1,684)	2	106	-
高松ストックセンター (香川県高松市)	ファクトリールート	物流業務	34	0	173 (8,453)	18	226	-
博多ストックセンター 福岡支店 (福岡市博多区)	ファクトリールート ホームセンタールート	物流業務 販売業務	125	20	424 (3,867)	10	580	17
小倉支店 (福岡県北九州市)	ファクトリールート	販売業務	67	2	206 (2,202)	1	277	15
プラネット九州 鳥栖支店 (佐賀県鳥栖市)	ファクトリールート	物流業務 販売業務	1,745	3	277 (11,329)	19	2,046	34
HC九州物流センター 久留米ストックセンター (福岡県久留米市)	ファクトリールート ホームセンタールート	物流業務	70	0	196 (5,562)	2	269	9

- (注) 1 設備の内容については、業務の内容を記載しています。
2 事業所名におけるプラネットは物流センターの名称です。
3 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品などです。
4 上記設備のうち大阪本社(大阪市西区)等は、一部を賃貸している設備です。

(2) 在外子会社

令和4年12月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION (THAILAND)LIMITED	タイ・ サムットプラ カーン県バンブ リー郡	海外ルート	本社業務 物流業務 販売業務	149	267 (10,942)	5	422	22
PT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIA	インドネシア・ 西ジャワ州ブカ シ県リッポーチ カラン地区	海外ルート	本社業務 物流業務 販売業務	564	1,224 (16,178)	22	1,812	21

- (注) 1 設備の内容については、業務の内容を記載しています。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品などです。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	区分	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完成予定年月
				総額	既支払額			
名古屋支店 (名古屋市中村区)	ファクトリー ルート	土地・建物	新設	-	1,336	自己資金 及び 借入金	平成22年12月	未定
プラネット北海道 (札幌市東区)	ファクトリー ルート	土地・建物	新設	-	1,110	自己資金 及び 借入金	平成30年11月	未定
プラネット愛知 (愛知県北名古屋市)	ファクトリー ルート	土地・建物	新設	17,080	1,972	自己資金 及び 借入金	平成30年12月	令和6年
プラネット新潟 (新潟県三条市)	ファクトリー ルート ホームセン タールート	土地・建物	新設	-	397	自己資金 及び 借入金	令和4年2月	令和7年

(注)「セグメントの名称」については、完成後のセグメントの名称を記載しています。

重要な設備の売却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和4年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和5年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	66,008,744	66,008,744	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株です。
計	66,008,744	66,008,744	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年1月1日(注)	33,004	66,008	-	5,022	-	4,709

(注)平成29年1月1日付で1株を2株に株式分割し、これに伴い発行済株式数が33,004,372株増加しています。

(5) 【所有者別状況】

令和4年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	25	26	517	207	10	13,652	14,437	-
所有株式数 (単元)	-	152,635	7,077	249,775	135,062	35	114,656	659,240	84,744
所有株式数 の割合(%)	-	23.15	1.07	37.89	20.49	0.01	17.39	100.00	-

(注) 1 自己株式66,457株は「個人その他」に664単元、「単元未満株式の状況」に57株含まれています。なお、令和4年12月31日現在の実質的な所有株式数は66,457株です。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ40単元及び26株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

令和4年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,344	12.65
株式会社NSホールディングス	東京都大田区田園調布3丁目6番4号	7,918	12.01
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,356	6.61
公益財団法人中山視覚福祉財団	神戸市兵庫区水木通2丁目1番9号	4,350	6.60
大同商事株式会社	奈良県生駒市白庭台6丁目8番6号	3,450	5.23
株式会社NRホールディングス	兵庫県芦屋市松ノ内町6番3号	2,358	3.58
株式会社NFホールディングス	東京都大田区田園調布3丁目6番4号	2,000	3.03
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ 東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,891	2.87
小津 勉	奈良県生駒市	1,547	2.35
小津 浩之	奈良県生駒市	1,346	2.04
計	-	37,562	56.96

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 8,344千株

株式会社日本カストディ銀行 4,356千株

- 2 令和4年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、東京海上日動火災保険株式会社及びその共同保有者である東京海上アセットマネジメント株式会社が令和4年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では含めていません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	126	0.19
東京海上アセットマネジメント株式 会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	3,210	4.86
計	-	3,336	5.05

- 3 令和4年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド及びシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが令和4年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では含めていません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー・インベストメント・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号	425	0.64
シュローダー・インベストメント・ マネージメント・ノースアメリカ・ リミテッド	英国EC2Y5AU ロンドン ロン ドン・ウォール・プレイス1	1,111	1.68
シュローダー・インベストメント・ マネージメント・リミテッド	英国EC2Y5AU ロンドン ロン ドン・ウォール・プレイス1	1,850	2.80
計	-	3,387	5.13

- 4 令和4年12月22付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が令和4年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では含めていません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	3,433	5.20
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,037	1.57
計	-	4,471	6.77

- 5 令和5年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその協同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が令和4年12月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では含めていません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	226	0.34
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	2,288	3.47
計	-	2,515	3.81

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 66,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,857,600	658,576	-
単元未満株式	普通株式 84,744	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	66,008,744	-	-
総株主の議決権	-	658,576	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権40個)含まれています。

【自己株式等】

令和4年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トラスコ中山株式会社	東京都港区新橋四丁目 28番1号	66,400	-	66,400	0.1
計	-	66,400	-	66,400	0.1

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	396	877,452
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 「当期間における取得自己株式」には、令和5年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	46	55,052	16	19,192
保有自己株式数	66,457	-	66,441	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和5年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

3 【配当政策】

1 剰余金の配当についての基本方針

当社は、日本のモノづくりのお役に立つことを目的とした事業活動や設備投資を行い、持続的な成長を果たすことにより、その成果を最大限株主に還元できると考えています。利益配分につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を基礎とし、安定配当としての下限を設けた上で、一定の基準を超えた利益が計上された場合、連結配当性向を25%として業績に連動した配当を行うことを基本方針としています。なお、事業活動に直接の関わりのない不動産や株式の売却、及びその他の特殊要因(特別損益)により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響額を除外し、配当額を決定します。

剰余金の配当の決定に関しましては、迅速な配当金のお支払を目的に取締役会決議で行うことを定款第39条に定めています。

(配当金計算基準)

1株当たり当期(四半期)純利益	年間(中間)配当金
40(20)円を上回る場合	1株当たり当期(四半期)純利益×25%
40(20)円を下回る場合	10(5)円

(注) 1. ()内は第2四半期累計期間の計算基準です。

2. 配当金の計算上の銭単位端数については50銭刻みで繰上げます。

1銭～49銭 50銭 51銭～99銭 1円

2 当事業年度及び次事業年度の剰余金の配当について

令和4年12月31日時点の期末発行済株式に対する当連結会計年度の配当金は、この基本方針に基づき、親会社株

主に帰属する当期純利益を基礎として、特別損益を除外し算定します。1株当たり当期純利益は161円15銭となりますが、特別損益を除外し算定した159円11銭を1株当たり当期純利益とみなすため、上記配当金計算基準により、当連結会計年度の配当金は40円00銭となります。中間配当金16円50銭を既に行っていますので、期末配当金は23円50銭と決定し、3月3日を支払開始日としました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)
令和4年8月9日取締役会	1,088	16.50
令和5年2月9日取締役会	1,549	23.50

なお、次連結会計年度については、親会社株主に帰属する当期純利益を109億200万円と予想していますので、1株当たり当期純利益は165円60銭となり、配当金につきましては年間41円50銭を予定しています。

今後も株主の皆様のご期待に沿うよう業績向上に努めていきます。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の社名トラスコ中山株式会社及びコーポレート・ロゴ“TRUSCO”は、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業“TRUST COMPANY”をダイレクトに表現したものです。まさに、当社は“TRUSCO”そのものの実践を、日々の企業活動の原点とし、これを具現化することで社会的使命を果たしていくものとしています。

また、当社は以下の企業理念を掲げ、この理念の下、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築することを基本方針としています。

当社は、経営上の諸問題に関し、不断の改革を推進し、コーポレート・ガバナンス体制の維持及び向上に取り組んでいきます。

- ＜企業理念＞（存在理念）我々は、企業活動を通じて
社会に貢献することを使命とし、
縁ある人々の幸福（しあわせ）を実現する
- （経営理念）果敢に、そして堅実に歩み続ける経営
人を尊重する経営
企業家精神を育む経営
信頼でマーケットにこたえる経営
- （行動理念）誠意と礼節を重んじる
独創的な発想と緻密な計画
信念をもってダイナミックな行動
笑顔で築く信頼のコミュニケーション

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、社外取締役からの中立的意見も取り入れながら、的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としています。

また、当社は、議長である代表取締役と事業内容に精通した業務執行取締役（4名）により取締役会（経営会議）の活性化を図り、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現しています。ガバナンスは本来社内で完結すべきこととして、以下のような独自のガバナンス体制の整備をすすめてきました。

- ・株主総会出席者のみによる社長オープンジャッジシステムの実施（社長 JS）
- ・独自の役員評価制度（取締役・監査役・執行役員・部長 JS）
- ・部門を超える定期的な人事異動
- ・取締役会（経営会議）による独自の意思決定システム

現在もそのガバナンス体制が十分に機能していると判断し、経営監視を目的とした社外取締役の導入は不要と考えています。社外取締役3名は、企業価値の向上及び持続的な成長への貢献を目的として選任しており、取締役8名の体制としています。

また、当社は、長年経営幹部としての経験がある事業内容に精通した社内監査役1名と社外監査役3名により独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うなど、監査役の機能を有効に活用しながら、株主様からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できると考えています。

なお、各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、次のとおりです（各役員の氏名については、「（2）役員の状況」を参照）。

(イ) 取締役

取締役の員数は、定款の定めに基づき10名以内と定めています。意思決定のスピードを保つため限りなく最小限で構成すること、また、商品、物流、情報システム、販売及び人事について知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会的見地から中長期的に企業価値向上への寄与を期待できる複数の社外取締役で構成することを基本としています。

経営環境の変化に柔軟に対処するとともに、経営責任の明確化を図るため、取締役の任期は1年としていま

す。

(ロ) 最高当事者会議（ボードミーティング）

取締役は、社外取締役を除く役員で構成する最高当事者会議にて、議長である代表取締役を中心として、議論を経て会社の方向性を共有したうえで、取締役会（経営会議）を開催します。

客観的・合理的判断を確保しつつ、経営上の重要事項における会社の方向性について、共有を図っています。

(ハ) 取締役会（経営会議）

原則月1回開催される取締役会（経営会議）において意思決定を行っており、社外取締役及び監査役の機能を活用し、意思決定における透明性及び公正性ならびに実効性を確保するとともに、常時出席する執行役員及び部長から広く意見を求める運用を行うことで、それらをさらに高めることが可能となっています。

当事業年度の取締役会（経営会議）は、10回開催しました。

(二) 社外取締役

社外取締役は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主様・投資家様目線からの助言に加え、公正かつ客観的な見地からの助言を行っています。

(ホ) 監査役

監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っています。具体的には監査役は、常勤監査役の社内監査役1名と、非常勤監査役3名の社外監査役3名で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席や職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っています。

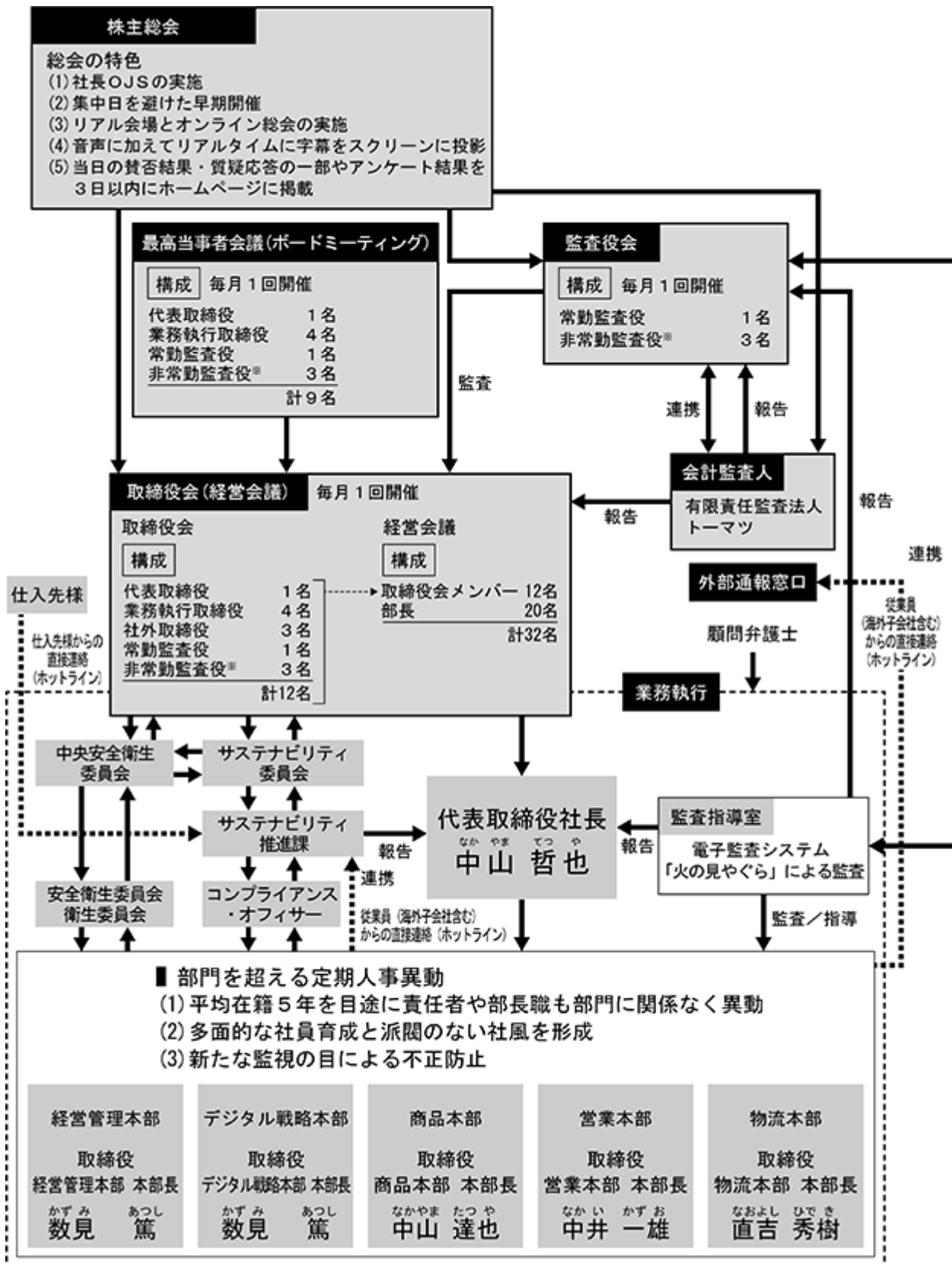
また、監査役は、業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っています。

更に監査指導室やサステナビリティ推進課とも緊密に連携し内部監査報告会において、監査結果及び運営状況について報告を受けています。当事業年度における監査役会は、15回開催しました。

企業統治の体制を分かりやすく示す図表

本有価証券報告書提出日現在のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。

(業務執行・経営の監視の仕組み及び内部統制システムの整備の状況の模式図)



*非常勤監査役は社外監査役です。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システムにおいては、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築し、その実効性を確保するための体制の維持及び継続的な改善を図っています。「会社の業務の適正を確保する体制」として、取締役会において決議した事項は次のとおりです。

(イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等社内規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに、内部統制の基本方針を策定し、取締役の職務執行を監督する。

社長は、取締役会が決定した内部統制の基本方針に基づく内部統制の整備及び運用に責任を負うとともに、全役員及び使用人に周知徹底を図るため、内部統制に係る情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう環境の整備に努める。

取締役は、法令、定款、取締役会決議及び業務分掌規程その他の社内規程に従い、職務を執行する。

取締役は、経営の日常的活動状況について、監査基準及び監査計画に基づいた監査役の監査を受ける。

取締役は、財務報告の適正性、信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を定期的に評価し、維持及び改善に当たる。

取締役は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制の整備に努める。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書の取扱いについて、文書管理規程等社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。

取締役の職務執行の情報について、IT技術を活用し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を整備する。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質等において将来予測されるリスク及び潜在的リスクを総合的に管理していくため、サステナビリティ委員会にてリスクマネジメント体制の整備を行う。

リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内規程を整備し、全使用人に周知徹底するとともに、損失の危険を発見した場合は、直ちに所管部署に報告する運用体制を整える。

現実生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危険に迅速に対応する体制を整備する。

内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の見直しを行う。

法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度などについて、直ちに社長、取締役会、監査役及びサステナビリティ推進課に通報される体制を整備する。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、年度計画及び経営計画に基づき、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか取締役による業績報告を通じ定期的に検証を行う。

取締役は、職務執行において、取締役会規程により定められている事項及びその付議事項についてすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として事前に、十分な資料を配布する。

日常の職務執行において、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行することができる体制の整備を行う。

(ホ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全取締役及び使用人がコンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善処ブック（コンプライアンス・マニュアル）」を配布し、基本方針及び行動規範を徹底するとともに、コンプライアンス規程及びサステナビリティ委員会規程に基づき、法令遵守を維持する体制を整備する。

当社は、海外子会社を含む全使用人が法令、定款及び社内規程などに違反する行為を発見した場合の内部通報、申告及び相談窓口「社内ホットライン」をサステナビリティ推進課に設置し、また、社外への相談窓口と

して「弁護士ホットライン」を業務委託先に設置し、各種通報体制を整備するとともに、公正で活力ある組織の構築に努める。

当社は、仕入先様窓口「パートナー善処ホットライン」をサステナビリティ推進課に設置し、当社と仕入先様との取引に関するコンプライアンス上の問題の早期発見、対処、発生防止に努める。

当社は、コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図るため、各部署にコンプライアンス・オフィサーを選任し、十分な情報収集を行い、実効性を高めるとともに、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理及び監視する。

万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、サステナビリティ委員会を通じ、社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

(ヘ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- () 当社は、子会社管理規程に基づき、子会社に対し経営管理に必要な事業計画、決算書類等各種資料の提出を求める。
- () 経営企画課を管理部門として、海外部その他関連部署と連携し、原則月1回の経営会議において、当該部署から子会社の経営状況、活動状況、その他重要な情報の報告を行う。
- () 当社は、子会社役員として当社役員または使用人を派遣し、当該兼務役員を通して子会社の経営状態について適時把握を行う。

子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- () 経営企画課を管理部門として、海外部その他関連部署と連携し、本基本方針(八)に則り子会社の事業計画及び実績を把握し、関連部署と連携しながら指導、育成に努め、子会社の業務の適正性を確保する。
- () 子会社が子会社管理規程で定めた事項を実施する場合、経営企画課及び海外部その他関連部署と協議の上、当社取締役会への付議及び承認を必要とする。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 当社は、ノウハウを有する当社部署にて、会計作業、事業所の選定、システム導入支援等、子会社の一部業務につき、これを提供することで当社グループ全体の業務効率の向上を行う。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 子会社の業務全般について、内部監査部門及び監査役による監査を実施する。
- () 当社は子会社管理規程に基づき、子会社のコンプライアンス体制の整備に努める。

(ト) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人を配置する。

上記の具体的な内容については、取締役会が監査役と協議の上、決定する。

(チ) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その評価については、監査役会の意見を尊重する。

(リ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- () 取締役及び使用人は、当社または子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。

子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社監査役に報告をするための体制

- () 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、子会社にも往査を行い、その結果を監査報告会において当社監査役に報告をする。
- () 子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じるほか、当社または

子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告する。監査役への間接報告、通報等（外部通報窓口：弁護士、内部通報窓口：サステナビリティ推進課等経由）も含む。

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行う。

上記の報告及び情報提供のうち主なものは、次のとおりとする。

() 監査役に定例的に報告すべき事項の例

- a 経営状況
- b 事業遂行状況
- c 財務の状況、月次・四半期・期末決算状況
- d 内部監査部門が実施した内部監査の結果
- e リスク管理の状況
- f コンプライアンスの状況（内部通報制度に基づき通報された事実を含む）
- g 事故・不正・苦情・トラブルの状況

() 監査役に臨時的に報告すべき事項の例

- a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- b 取締役の職務の執行に関して不正行為・法令定款に違反する又はそのおそれのある事実
- c 内部通報制度に基づき通報された事実のうち急を要するもの
- d 行政機関等外部機関による検査・調査の実施及び結果
- e 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定・改廃
- f 業績及び業績見込みの発表内容・重要開示書類の内容
- g 上記のほか、対外的に公表する事実
- h 株式に関する事項
- i 反社会的勢力による不正要求に関する内容及び対策

(ヌ) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告を行った者に対しての、当該報告をしたことを理由としての不利な取扱いを禁止する。ホットライン規程に基づき、サステナビリティ推進課に通報した者に対し、通報等をしたことにより、いかなる不利益も受けない権利を定める。また、事情により匿名による通報等も受け付ける。

(ル) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用等の請求は、当該請求が監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより、迅速にこれに応じる。

(ロ) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による各業務担当取締役及び重要な使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行う。
内部監査部門は、期中取引を含む日常業務全般について定期的に事業所往査を行い、監査役とも連携して、会計及び業務執行において監視機能の強化を図る。また、IT活用により異常取引を早期に発見し、正常取引への移行を指導の上、監査結果については、定例内部監査報告会にて監査役に報告する。
会計監査人は、監査役と連携し、年2回の事業所往査を計画し、その結果について、監査報告会にて監査役に対して報告し、会計の適正性を確保する。

責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び非常勤監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により定めた当社定款第22条及び第31条に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しています。各氏が任務を怠ったことによる賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。

役員賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料を全額当社が負担しています。当該保険により、被保険者が職務を執行するにあたり、善意または法定等の違反がない場合に負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を填補しています。（ただし、犯罪行為や故意の法令違反行為などに起因する損害等は補償の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。）

取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ) 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施するため、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めています。

(ロ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めています。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものです。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めています。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

リスク管理体制の整備の状況

コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス（法令遵守）体制及びリスクマネジメント体制については次のとおりであり、経営者から使用人に至るまで周知徹底を図っています。

(イ) コンプライアンス体制

全役員は、必要に応じて業務執行担当者との勉強会を実施し、事業の存続に関わる各種法令について理解と認識を深め、勉強会の実施内容を使用人に示すことにより、コンプライアンスに関する社内認識の統一を図っています。

サステナビリティ推進課を設置し、法令遵守を維持する体制を整えています。

コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図るため、サステナビリティ委員会を設置し、6か月に1回以上定例会議を開催しています。各部署においては、コンプライアンス・オフィサーを選任し、その実効性を高める体制を構築しています。

また、平成24年6月より、コンプライアンス・オフィサーが中心となり、コンプラクティスマーティングを開催し、コンプライアンスに関する知識向上及び問題提起の場としています。

使用人にコンプライアンスを実践するための手引書「トラスコ善訳ブック（コンプライアンス・マニュアル）」（平成17年4月初版）を配布し、社内研修に取り入れる等、その基本方針及び行動規範を徹底しています。時代の変化に合わせて、令和2年4月には第3版を発刊し、コンプライアンスの使用人への浸透を図って

います。

企業の社会的責任を遂行するため、内部通報窓口として「社内ホットライン」をサステナビリティ推進課に、また、社外への相談窓口として「弁護士ホットライン」を業務委託先に設置し、公正で活力ある組織の構築に努めています。また、当社と仕入先様との取引に関する相談窓口「パートナー善処ホットライン」を開設し、更なる公正な組織の構築に努めています。

法律事務所と顧問契約を締結し、企業経営及び日常業務に関して経営上の判断の参考とするため、必要に応じて指導及び助言を随時受ける体制としています。

(ロ) リスクマネジメント体制

リスク管理規程及び対応マニュアルの整備を行い、有事に備えたリスク管理体制の推進を図っています。

リーガルチェックを通じた法的紛争の予防及び法的紛争の迅速な解決、取引先信用管理における与信管理及び債権保全等のリスク管理を大阪管理課が管轄し、営業部門から独立し公正厳格な業務を行っています。

労働環境の変化に伴う使用人の労働に起因する健康障害に配慮し、保健師を東京本社、大阪本社それぞれのヘルスケア課に配置し、フィジカル・メンタル両面の健康管理の充実を図っています。

会社の支配に関する基本方針

買収防衛策については、当面は定款での定めや新株予約権発行は行わず、企業価値向上により対処するものとしていますが、基本的な考え方、方針は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針

(イ) 基本方針の内容

当社は、「がんばれ！！日本のモノづくり」を企業メッセージに掲げ、日本の製造業を応援するインフラ企業として機械工具業界のリーディングカンパニーを目指しています。

ドライバー 1 本からでも配送を可能とする物流システムにより少量多品種・多頻度発注等のユーザーニーズに的確にお応えできる仕組みづくりを通して、事業基盤を確立するとともに、社会的使命を果たしていくことが、当社の存在価値であり、これを一層高めていくことが、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えています。

ご支援いただく縁あるステークホルダーの皆様から当社への期待等を判断して、当社にとって、「支配する者」は、以下の方針を実践し、取り組む者であると考えます。

当社の社会的使命を認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努め、企業価値向上に努める。

当社の経営資源を確保し、その有効活用により利益を創出し、全てのステークホルダーの皆様へ安定的に還元を行う。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、経営の基本方針に照らして不適切な者が大量に株式の取得を行う行為に対して、これを防止するための具体的な取組みを定めていません。市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えますが、このような大量取得者に対しては、次のような対応を行います。

当該取得者の提案内容を確認し、社外の専門家に意見を求めるなど、当該取得者の提案内容を当社の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断します。

不適切な者による大量の株式取得と判断される場合は、次の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の実施を検討します。

- a . 基本方針に沿うものであること
- b . 株主様の共同利益を損なうものでないこと
- c . 役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社には、経営方針に理解を示し、安定的な株式の保有を前提とする緊密な関係を有する株主様が存在しており、これらの株主様とも協議し、適切に対応いたします。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長	中山 哲也	昭和33年12月24日生	昭和56年3月 昭和59年10月 昭和62年12月 平成3年12月 平成6年12月	当社入社 取締役 常務取締役 代表取締役 専務取締役 代表取締役 社長(現任)	(注) 4	609
取締役 営業本部 本部長	中井 一雄	昭和44年7月7日生	平成5年4月 平成16年4月 平成29年1月 平成31年1月 平成31年3月 令和2年10月 令和3年1月 令和4年1月	当社入社 H C 大阪支店 支店長 執行役員 経営企画部 部長 執行役員 経営管理本部 本部長 取締役 経営管理本部 本部長 取締役 営業本部 本部長 トラスコナカヤマ タイランド 担当役員(現任) トラスコナカヤマ インドネシア 担当役員(現任) 取締役 営業本部 本部長 ホームセンター営業部 兼 物流部 部長 取締役 営業本部 本部長(現任)	(注) 4	58
取締役 経営管理本部 本部長 兼 デジタル戦略本部 本部長	数見 篤	昭和45年9月10日生	平成5年4月 平成18年4月 平成29年1月 平成31年1月 平成31年3月 令和2年10月 令和3年1月	当社入社 大阪支店長 執行役員 e ビジネス営業部 通販担当部長 執行役員 情報システム本部 部長 取締役 情報システム本部 本部長 取締役 経営管理本部 本部長 兼 デジタル戦略本部 本部長 兼 デジタル推進部 部長 取締役 経営管理本部 本部長 兼 デジタル戦略本部 本部長(現任)	(注) 4	58
取締役 物流本部 本部長 兼 物流安全推進部 部長	直吉 秀樹	昭和46年12月7日生	平成6年4月 平成22年10月 平成29年1月 平成29年7月 平成31年3月 令和3年3月 令和3年4月 令和5年1月	当社入社 監査役室 室長 執行役員 情報システム部 部長 執行役員 物流本部 本部長 取締役 物流本部 本部長 取締役 商品本部 本部長 兼 物流本部 本部長 取締役 物流本部 本部長 取締役 物流本部 本部長 兼 物流安全推進部 部長(現任)	(注) 4	48
取締役 商品本部 本部長	中山 達也 (注) 1	昭和60年8月4日生	平成25年4月 平成30年1月 令和元年9月 令和3年12月 令和5年3月	当社入社 通販東京第一支店 支店長 経営企画部 部長 兼 経理部 部長 上席執行役員 商品本部 本部長 取締役 商品本部 本部長(現任)	(注) 4	32

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	齋藤 顕一 (注) 2	昭和24年11月15日生	昭和50年4月 平成8年1月 平成28年3月 平成29年10月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 株式会社フォアサイト・アンド・カンパニー創立 同社代表取締役(現任) 当社社外取締役(現任) 一般社団法人問題解決力検定協会創立 同協会代表理事(現任)	(注) 4	35
取締役	萩原 邦章 (注) 2	昭和28年8月19日生	昭和51年3月 昭和59年12月 平成22年1月 平成28年1月 平成28年3月 平成30年6月 令和2年6月 令和3年10月 令和4年1月 令和4年12月 令和5年1月	萩原工業株式会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長 社長執行役員 同社代表取締役会長 当社社外取締役(現任) 東洋平成ポリマー株式会社 代表取締役社長 ウェーブロックホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 東洋平成ポリマー株式会社 取締役会長 萩原工業株式会社 取締役会長 東洋平成ポリマー株式会社 相談役(現任) 萩原工業株式会社 相談役(現任)	(注) 4	35
取締役	鈴木 貴子 (注) 2	昭和37年3月5日生	昭和59年4月 平成13年8月 平成21年4月 平成22年1月 平成25年4月 平成25年5月 令和2年3月 令和3年6月 令和4年9月	日産自動車株式会社入社 LVJグループ株式会社入社(現 ルイ・ヴィトン・ジャパン株式会社) 株式会社シャルダン代表取締役 エステー株式会社入社 同社取締役 兼 代表執行役社長 株式会社シャルダン取締役(現任) 当社社外取締役(現任) エステー株式会社取締役会議長 兼 代表執行役社長(現任) 株式会社キングジム 社外取締役(現任)	(注) 4	25
常勤監査役	今川 裕章	昭和38年1月22日生	昭和61年3月 平成10年4月 平成16年4月 平成19年6月 平成25年10月 平成28年1月 平成31年1月 令和元年9月 令和4年1月 令和4年3月	当社入社 東京支店 支店長 執行役員 NB商品本部 本部長 取締役 営業本部 本部長 執行役員 ファクトリー営業部 部長(東部) 執行役員 経理部 部長 執行役員 経営企画部 部長 兼 経理部 部長 執行役員 ファクトリー営業部 兼 物流部 首都圏 部長 執行役員 常勤監査役(現任)	(注) 5	200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
非常勤監査役	鎌倉寛保 (注)3	昭和22年1月27日生	昭和46年11月 昭和48年5月 平成24年6月 平成24年7月 平成25年3月 平成30年2月	等松・青木監査法人入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 公認会計士登録 有限責任監査法人トーマツ退社 当社非常勤監査役(現任) 株式会社コーシン精機 非常勤監査役(現任) 株式会社フジオフードグループ本 社 非常勤監査役(現任) シン・エナジー株式会社 非常勤監査役(現任)	(注)6	48
非常勤監査役	和田頼知 (注)3	昭和30年10月23日生	昭和53年4月 昭和56年8月 平成8年6月 令和元年6月 令和2年4月 令和5年3月	等松・青木監査法人入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 公認会計士登録 監査法人トーマツ パートナー (現 有限責任監査法人トーマツ) 有限責任監査法人トーマツ退社 株式会社日本触媒 非常勤監査役(現任) 積水ハウス株式会社 非常勤監査役(現任) 当社非常勤監査役(現任)	(注)7	0
非常勤監査役	日根野健 (注)3	昭和54年8月23日生	平成15年10月 平成19年7月 平成19年8月 令和元年12月 令和5年3月	監査法人トーマツ入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 公認会計士登録 有限責任監査法人トーマツ退社 株式会社アクションラーニング 代表取締役(現任) 日根野公認会計士事務所 代表(現任) 税理士法人日根野会計事務所 代表社員(現任) 当社非常勤監査役(現任)	(注)7	100
計						1,248

- (注) 1 取締役 商品本部本部長 中山達也は、代表取締役社長 中山哲也の娘婿です。
- 2 取締役 齋藤顕一、萩原邦章、鈴木貴子は、社外取締役です。
- 3 非常勤監査役 鎌倉寛保、和田頼知、日根野健は、社外監査役です。
- 4 取締役の任期は、令和4年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 常勤監査役 今川裕章の任期は、令和3年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和7年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 非常勤監査役 鎌倉寛保の任期は、令和元年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 7 非常勤監査役 和田頼知、日根野健の任期は、令和4年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和8年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 8 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
野村 公平	昭和23年 5月12日生	昭和50年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 昭和52年 4月 西川・野村総合法律事務所設立 (現 弁護士法人野村総合法律事務所) 平成19年 6月 当社補欠監査役就任(現任) 平成27年 6月 株式会社エムケイシステムズ 社外取締役(現任) 平成27年 9月 株式会社ジェイテック コーポレーション 社外監査役(現任) 平成28年 6月 アルインコ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 平成30年 8月 住江織物株式会社 社外取締役(現任)	(注) 9	8.7

9 補欠監査役を選任にかかる決議が効力を有する期間は、当社の定款第29条の定めにより、当該選任のあった株主総会後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までです。補欠監査役から監査役に就任した者の任期は、就任した時から退任した監査役の任期満了までです。

社外役員の状況

(イ) 社外取締役との関係

当社は有価証券報告書提出日現在、社外取締役3名を選任し、全員を独立役員として指定しています。

各社外取締役は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの助言に加え、公正かつ客観的な見地から助言を行っています。

当社は、以下の要件を満たすものの中から、社外取締役を選任いたします。

- a. 当社の持続的な成長、企業価値の向上に資することができ、企業経営について広範な知識と十分な経験を有する者
- b. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
- c. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

有価証券報告書提出日現在の社外取締役は次のとおりです。

齋藤 顕一

略歴：株式会社フォアサイト・アンド・カンパニー 代表取締役（現任）

一般社団法人問題解決力検定協会 代表理事（現任）

選任の理由：グローバルにビジネスを展開する企業での経験を持ち、経営コンサルティング会社を経営しています。経営の専門家としての経験と見識に基づき、当社の持続的な企業価値向上に向けて、公正かつ客観的な助言が期待できるものと判断しています。

独立役員の指定理由：同氏は、株式会社フォアサイト・アンド・カンパニーの代表取締役ですが、同社と当社の過去2年間の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と些少であり、重要な取引関係その他の関係はありません。また、同氏は一般社団法人問題解決力検定協会の代表理事ですが、同協会と当社との間には取引関係その他の関係はなく、同氏が当社の社外取締役としての職務を遂行する上で、支障または問題となる特別の利害関係はありません。

当社が定める社外役員の独立性要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、社外取締役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。

萩原 邦章

略歴：萩原工業株式会社 相談役（現任）

東洋平成ポリマー株式会社 相談役（現任）

ウェーブロックホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

選任の理由：製造業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主様・投資家様目線からの監督機能や助言に加えて、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるものと判断しています。

独立役員の指定理由：同氏が取締役会長を務める萩原工業株式会社とは約28年の取引関係がありますが、同社

からの仕入額は、当社全仕入額の1%未満（当該企業の連結売上高の3%未満）です。また、同氏が社外取締役を務めるウェーブロックホールディングス株式会社と当社との間には直接の取引関係はありませんが、同社の子会社の株式会社イノボックスを通じて約21年の取引関係があります。なお、同子会社からの仕入額は、当社全仕入額の1%未満（当該企業の連結売上高の1%未満）です。さらに、同氏が相談役を務める東洋平成ポリマー株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の社外取締役としての職務を遂行する上で、支障または問題となる特別の利害関係はありません。

当社が定める社外役員の独立性要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、社外取締役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。

鈴木 貴子

略歴：エステー株式会社 取締役会議長 兼 代表執行役社長（現任）

株式会社シャルダン 取締役（現任）

株式会社キングジム 社外取締役（現任）

選任の理由：企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から当社の持続的な成長、企業価値の向上に向けて、株主様・投資家様目線からの監督機能や助言に加えて、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるものと判断しています。

独立役員の指定理由：同氏が取締役会議長 兼 代表執行役社長を務めるエステー株式会社と当社との間には直接の取引関係はありませんが、同社の子会社のエステーPRO株式会社を通じて約16年の取引関係があります。なお、同子会社からの仕入額は当社全仕入額の1%未満（当該企業の連結売上高の1%未満）です。また、同氏が社外取締役を務める株式会社キングジムとは約21年の取引関係がありますが、同社からの仕入額は、当社全仕入額の1%未満（当該企業の連結売上高の1%未満）であります。さらに、同氏が取締役を務める株式会社シャルダンと当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の社外取締役としての職務を遂行する上で、支障または問題となる特別の利害関係はありません。

当社が定める社外役員の独立性要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、社外取締役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。

（ロ）社外監査役との関係

当社は有価証券報告書提出日現在、社外監査役3名であり、独立役員として指定し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しています。

各監査役は法令、財務・会計、企業統治等に関して知見を有しており、職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査にとどまらず、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っています。

常勤監査役（1名）は、経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議においては、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行うなどの確かな分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めています。

非常勤監査役（3名）は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営監視の実効性を高めています。

当社は、以下の要件を満たすものの中から、社外監査役を選任いたします。

- a．法令、財務、会計等の分野における知見を有し、中立、公正な立場から企業価値向上に貢献できる者
- b．会社法第335条第1号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
- c．会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

経営監視機能の強化に係る具体的な体制及び実行状況は次のとおりです。

- a．当社は、監査役監査の実効性確保のため、監査役を補助する使用人を設置するなど、それを支える人材及び体制を確保し、内部統制システムを的確に監視できる体制を整えています。
- b．各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務担当取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行うなど、経営監視の強化に努めています。

有価証券報告書提出日現在の社外監査役は次のとおりです。

鎌倉 寛保

略歴：公認会計士

現任：株式会社ユーシン精機 非常勤監査役
株式会社フジオフードグループ本社 非常勤監査役
シン・エナジー株式会社 非常勤監査役

選任の理由：公認会計士としての長年の経験から、企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有するとともに、会計に関する専門的知見を有しています。その知見・見識と常勤監査役としての客観的な立場から、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できるものと判断しています。

独立役員の指定理由：同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツでの勤務経験がありますが、9年9か月前に退職しています。また、同氏が非常勤監査役を務める株式会社ユーシン精機、株式会社フジオフードグループ本社及びシン・エナジー株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の非常勤監査役としての職務を遂行する上で、支障又は当社と両社との間に意思決定に関して影響を与え得る特別な利害関係はありません。

当社が定める社外役員の独立性要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、非常勤監査役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。

和田 頼知

略歴：公認会計士

現任：株式会社日本触媒 非常勤監査役
積水ハウス株式会社 非常勤監査役

選任の理由：公認会計士としての長年の経験及び他社における社外監査役の経験から、企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有するとともに、会計に関する専門的知見を有しています。その知見・見識と非常勤監査役としての客観的な立場から、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できるものと判断しています。

独立役員の指定理由：同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツでの勤務経験がありますが、3年9か月前に退職しています。また、同氏が非常勤監査役を務める株式会社日本触媒、積水ハウス株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の非常勤監査役としての職務を遂行する上で、支障又は当社と両社との間に意思決定に関して影響を与え得る特別な利害関係はありません。

当社が定める社外役員の独立性要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、非常勤監査役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。

日根野 健

略歴：公認会計士

現任：株式会社アクションラーニング 代表取締役
日根野公認会計士事務所 代表
税理士法人日根野会計事務所 代表社員

選任の理由：公認会計士、経営者としての長年の経験から、企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有するとともに、会計に関する専門的知見を有しています。その知見・見識と非常勤監査役としての客観的な立場から、当社経営に対し中立的・公正な意見を期待できるものと判断しています。

独立役員の指定理由：同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツでの勤務経験がありますが、15年8か月前に退職しています。また、同氏は株式会社アクションラーニングの代表取締役ですが、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と些少であり、重要な取引関係その他の関係はありません。さらに同氏が代表を務める日根野公認会計士事務所、税理士法人日根野会計事務所と当社との間には取引関係はなく、同氏が当社の非常勤監査役としての職務を遂行する上で、支障又は当社と両社との間に意思決定に関して影響を与え得る特別な利害関係はありません。

当社が定める社外役員の独立性要件を満たし、一般株主様との利益に相反するおそれもないことから、非常勤監査役としての独立性・中立性について十分に確保されているものと判断しています。

その他社外監査役の主な活動に関する事項は次のとおりです。

各監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っています。また、必要に応じて会計監査人及び監査指導室から報告を受けています。

監査役は、各業務担当取締役及び重要な使用人から個別にヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っています。

(八) 社外役員の独立性基準

当社は、当社における独立性基準を以下のとおり定め、社外役員がいずれの基準にも該当しない場合、独立性を有すると判断されるものとします。

当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその取締役、監査役、執行役員、支配人その他部長職以上の重要な使用人（以下、取締役等という。）

当社を主要な取引先（年間取引額が連結売上高の5%超）とする企業等の取締役等

当社の主要な取引先（年間取引額が連結売上高の5%超）企業等の取締役等

当社の主要な借入先（総資産の2%を超える借入）企業等の取締役等

当社又は子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は子会社の監査業務を行う者

上記 から までに掲げる者の3親等以内の親族

当社又は子会社の役員、執行役員、部長以上の重要な使用人の3親等以内の親族

過去3年間において、上記 から までに掲げる者に該当していた者

(二) 責任限定契約

当社は、社外取締役3名（齋藤顕一、萩原邦章、鈴木貴子）及び非常勤監査役3名（鎌倉寛保、和田頼知、日根野健）との間で、会社法第427条第1項に基づき定めた当社定款第22条及び第31条に基づく責任限定契約を締結しています。当該役員が職務の遂行について善意にしてかつ重大な過失なくして当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査部門として社長直轄の監査指導室（3名）を設け、受発注取引を主体とする日常業務全般について、会計、業務、事業リスク、コンプライアンス等の内部監査を定期的に行い、監査役とも連携して、会計及び業務執行において監視機能の強化を図っています。また、監査指導室は、電子監査システム「火の見やぐら」を活用し、異常取引の早期発見、正常取引への移行を指導しています。監査結果については、定例内部監査報告会にて取締役及び監査役に報告するものとしています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

(イ) 監査役監査の組織、人員、手続

当社の有価証券報告書提出時点の監査役は4名で、常勤監査役1名と非常勤監査役（社外監査役）3名で構成されています。

内部監査部門である監査指導室の室長が監査役補助使用人を兼務し、監査役の活動をサポートしています。

当社は、以下の要件を満たすものの中から、社外監査役を選任いたします。

- (a) 法令、財務、会計等の分野における知見を有し、中立、公正な立場から企業価値向上に貢献できる者
- (b) 会社法第335条第1号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
- (c) 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

(ロ) 監査役の活動状況

当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況は以下のとおりです。

監査役会の開催頻度と個々の監査役の出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	松田 昌樹	4回	4回
常勤監査役（社外）	高田 明	15回	15回
常勤監査役（社内）	今川 裕章	11回	11回
非常勤監査役（社外）	鎌倉 寛保	15回	9回

- (注) 1 常勤監査役（社外）松田昌樹は、令和4年3月18日開催の当社第59期定時株主総会終結の時をもって退任しています。
- 2 常勤監査役（社外）高田明は、令和5年3月24日開催の当社第60期定時株主総会終結の時をもって退任しています。
- 3 常勤監査役（社内）今川裕章は、令和4年3月18日開催の当社第59期定時株主総会決議を経て監査役に就任したため、当事業年度の監査役会への出席回数は11回となっています。
- 4 非常勤監査役（社外）鎌倉寛保は、病気療養中のため8月以降の監査役会には出席していません。
- 5 非常勤監査役（社外）和田頼知及び日根野健は、令和5年3月24日開催の当社第60期定時株主総会決議を経て監査役に就任したため、当事業年度の監査役・監査役会の活動・出席はしていません。

監査役会の主な検討事項

監査役会は、原則として、毎月1回以上開催し、法定事項の決議等の他、常勤監査役から活動報告を行い、指摘や課題発見に留まらない課題解決に繋がる提案等で、より良い会社づくりに貢献するため、監査役全員で情報共有と意見交換を行っています。

監査役会の主な検討事項は以下に記載のとおりです。

- ・ 監査の方針、計画の作成
- ・ 監査報告書の作成
- ・ 監査役の選任議案同意
- ・ 会計監査人の報酬同意
- ・ 会計監査人の評価と選任
- ・ 株主総会に係るWEB開示
- ・ 監査上の主要な検討事項（KAM）
- ・ 監査役会規則、監査役監査基準等の改定
- ・ 内部通報制度のモニタリング
- ・ 関連当事者取引
- ・ 会計監査人の事業所往査
- ・ 期末棚卸
- ・ 常勤監査役の活動報告

監査役の活動状況

(a)常勤監査役は、法令、財務会計、企業統治等に関して知見を有しており、取締役会の他、最高当事者会議（BM）、サステナビリティ委員会、中央安全衛生委員会等の重要な会議に出席して、経営全般についての助言等を行い、重要書類の確認やヒヤリング等を通じて、適法性監査の指摘に留まらず、会社の機能を高め、会社の成長と持続的な発展に貢献する活動を行っています。

(b)非常勤監査役（社外）は、公認会計士として、企業経営に関する幅広い知識と会計に関する専門的な知見を有しており、取締役会の他、最高当事者会議（BM）に出席して、経営全般についての助言等を行い、経営陣から一定の距離にある立場で、取締役の職務執行の状況等について説明を求め、経営監視を行っています。

令和5年3月24日第60期定時株主総会で新たに選任された非常勤監査役（社外）2名は、公認会計士として、企業経営に関する幅広い知識と会計に関する専門的な知見を有しています。

監査役監査と内部監査及び会計監査の相互連携

監査役は、内部監査部門の監査指導室から内部監査報告会で定期的に報告を受けるほか、事案ごとに意見交換や情報共有を都度行っています。会計監査人からは四半期ごとの報告の他、定例の監査役と会計監査人とのディスカッション、会計監査人による経営者ディスカッションへの同席、会計監査人による事業所往査への立会等を通じて、監査上の主要な検討事項（KAM）も含めて意見交換や情報共有を行っています。

監査指導室は、期初に取締役会で内部監査計画を報告し、会計監査人と監査計画や往査結果並びに金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の評価を共有しています。

内部監査の状況

内部監査部門として、社長直轄の監査指導室（3名）を設け、海外子会社2社を含む全事業所を対象に、往査とリモートによる内部監査（経営監査、業務監査）を定期的実施しています。監査結果は、監査役が同席する定例の内部監査報告会で社長以下社内取締役に報告後、当該議事録を社外取締役にも回付しています。内部監査報告会での指摘事項等は、関係部署等に是正を求め、改善実施状況をフォローしています。

事業所の日常業務に係る受発注取引等については、電子監査システム「火の見やぐら」によって異常取引を早期に発見し、正常取引への移行と指導を行っています。

また、監査指導室は、内部監査と併せて金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価を行い、その結果を社長及び監査役並びに会計監査人に報告しています。

会計監査の状況

（イ）監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（ロ）継続監査期間

34年

（ハ）業務を執行した公認会計士

坂上 藤継

菊地 徹

（ニ）監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 17名

（ホ）監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の適格性、専門性、独立性、品質管理体制等を検討し、当該監査法人が厳格かつ効率よく監査を実施し、当社の課題等を的確に指摘することで、監査を通じて当社の発展に資することを期待して会計監査人を選定しています。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、会計監査人として適当でないと判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の内容を決定しま

す。

(へ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人の監査計画と監査の実施状況等を確認し、監査役会が定めた監査法人の評価項目に従い、関係部署（経理部、監査指導室等）からの意見も参考に、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスクの対応等の各項目を検討し、総合的に評価しています。

監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	45	-	48	-
連結子会社	-	-	-	-
計	45	-	48	-

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	-	5	-	4
連結子会社	-	-	-	-
計	-	5	-	4

当社における非監査業務の主な内容は、デロイトトーマツ税理士法人による税務顧問業務及び税務申告業務です。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しています。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(イ) 当社は、取締役及び監査役に支払う役員報酬を、以下の方針に基づいて決定しています。

業績向上意欲を保持し、また、社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること。

経営環境の変化や外部の客観的データ等を考慮し、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準であること。

役員賞与を含めた役員報酬の総額は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で支給すること。

(注) 報酬限度額 取締役：年額 600百万円以内

(平成31年3月8日開催 第56期定時株主総会にて決議 決議時点の取締役の員数は9名)

監査役：年額 100百万円以内

(令和3年3月18日開催 第58期定時株主総会にて決議 決議時点の監査役の員数は4名)

(ロ) 役員報酬は「固定報酬」及び「役員賞与」で構成され、その決定方法は次のとおりです。

・ 固定報酬（月次定額報酬）

各役員の職位や考課等に応じて支給する。

・ 役員賞与

決算時に親会社株主に帰属する当期純利益が計上された場合に支給するものとし、その支給総額は、親会社株主に帰属する当期純利益の3%を上限額とする。なお、役員賞与は、取締役賞与と監査役賞与で構成する。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の役員報酬について、報酬の決定方法、及び決定された報酬の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	323	214	-	109	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	20	17	-	3	-	1
社外役員						
社外取締役	19	18	-	1	-	3
社外監査役	38	35	-	3	-	3

(注) 1 上記社外役員（社外監査役）には、令和4年3月18日に退任した1名を含んでいます。

2 役員退職慰労金制度は、平成16年（2004）にファイナンシャルボンドに移行し役員報酬の10%を月割で支給しています。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	連結報酬等の種類別の額等(百万円)			
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
中山 哲也	205	取締役	135	-	70	-

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

役員の報酬の決定過程において、取締役会は業績等を総合的に勘案したうえで報酬総額を審議・決定しています。

なお、個別支給額については取締役会の決議により代表取締役社長の中山哲也に委任され、監査役の固定報酬及び役員賞与の個別支給額については、取締役から提示し監査役の協議にて最終決定します。

当社は、取締役及び監査役の報酬の決定にあたって、シンプルかつ透明性の高い決定プロセスを確保する目的で令

和2年12月期より以下の方法にしています。なお、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する基本方針に変更はありません。

(イ)役員報酬の決定方法及び支給割合

役員報酬は、固定報酬（月次定額報酬）と役員賞与により構成し、その決定方法については役位毎の責任や経営への影響度を勘案して設計した以下の報酬範囲額を設け、経営環境や業績、功績、経営能力、貢献度等を加味したうえで、それぞれ取締役会にて決定いたします。なお、役員の個人別の報酬額の決定は、取締役会の決議により代表取締役社長の中山哲也に委任しています。その権限の内容は、代表権・役位等の責任や経営への影響度を勘案して役位別に設計された範囲額の中で業績、功績、経営能力、貢献度等を加味したうえで個人別の具体的な報酬額を決定するものです。これらの権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が適していると判断したからです。

(ロ)報酬範囲額（一部省略）

（単位：百万円）

	固定報酬	役員賞与	報酬範囲額（ + ）
取締役社長	60 ~ 144	0 ~ 80	60 ~ 224
専務取締役	27 ~ 39	0 ~ 24	27 ~ 63
常務取締役	21 ~ 33	0 ~ 20	21 ~ 53
取締役（本部長）	18 ~ 27	0 ~ 14	18 ~ 41
社外取締役	4 ~ 9	0 ~ 1	4 ~ 10
常勤監査役	15 ~ 27	0 ~ 9	15 ~ 36
非常勤監査役	4 ~ 9	0 ~ 1	4 ~ 10

・固定報酬

代表権・役位等の責任や経営への影響度を勘案して役位別に設計された範囲額の中で業績、功績、経営能力、貢献度等を加味したうえで期初に決定いたします。

・役員賞与

株主還元の基本方針と同様の利益指標に連動したインセンティブとして、決算時に内規で定めた役位別賞与掛け率（累積）を親会社株主に帰属する当期純利益に乗じて参考金額を算出後、親会社株主に帰属する当期純利益の3%を上限として、取締役会で役員賞与の総額を決定し、当該事業年度終了後、6か月以内に年1回支給します。個別の支給額については、当該事業年度の業績への貢献度等を勘案して報酬範囲額の中で役員別に決定します。

監査役及び社外取締役についても、当社及び連結子会社の企業価値向上の責務を担っているという観点から、取締役と同様の報酬体系としていますが、監査役の固定報酬及び役員賞与の個別支給額については、取締役から提示し監査役の協議にて最終決定します。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

(純投資目的である投資株式)

専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式

(純投資目的以外である投資株式)

取引先との良好な関係維持・強化を通じた当社の中長期的な企業価値の向上を目的とする投資株式

なお、当社は純投資目的である投資株式は原則として保有しない方針としており、当事業年度末において保有する純投資目的の投資株式はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

販売先、仕入先、金融機関等の取引先との関係維持・強化のために、長期間所有し、原則売却しない方針です。なお、現時点で取引の無い企業であっても、将来の取引の可能性や保有による実質的効果を得られると判断する場合は同様の方針とします。政策保有目的に適さないこととなった株式については、売却を前提とした純投資目的である投資株式に区分し、社内規程で定める基準に照らし、速やかに売却する方針です。

(保有の合理性を検証する方法)

毎年、期末時点で保有株式の状況(株式数、保有先企業の株価、保有先企業との取引額等)を確認の上、保有の合理性・必要性を検討し、翌期初の取締役会にて保有適否の検証を行っています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	1,020
非上場株式以外の株式	46	1,884

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	499	第三者割当増資の引受による株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	236

(注) 株式数が増加及び減少した銘柄には、株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等による変動を含んでおりません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)スーパーツール	223,664	11,800	(保有目的)良好な取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)第三者割当増資の 引受による株式の取得	有
	451	23		
オーエスジー(株)	200,000	200,000	(保有目的)良好な取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果)(注)2	無
	363	357		
京セラ(株)	20,200	20,200	同上	無
	132	145		
CKD(株)	50,000	50,000	同上	有
	93	116		
東京海上ホールディングス(株) (注)3	33,000	11,000	同上	無 (注)4
	93	70		
(株)ミスミグループ本社	30,000	30,000	同上	無
	86	141		
(株)ナガワ	10,000	10,000	同上	無
	75	114		
(株)ダイヘン	16,400	16,400	同上	無 (注)5
	63	78		
コーナン商事(株)	13,800	13,800	同上	無
	47	46		
ダイニチ工業(株)	69,100	69,100	同上	無
	45	52		
日本電計(株) (注)6	30,000	20,000	同上	無
	44	40		
TONE(株) (注)7	53,000	10,600	同上	有
	40	33		
(株)ケーヨー	38,100	38,100	同上	無
	34	32		
(株)ジュンテンドー	46,000	46,000	同上	有
	25	28		
DCMホールディングス(株)	21,340	21,340	同上	無
	25	22		
東亜合成(株)	22,500	22,500	同上	有
	25	26		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	4,600	4,600	同上	無 (注)8
	24	18		
(株)稲葉製作所	12,000	12,000	同上	有
	16	16		
(株)ワキタ	14,000	14,000	同上	無
	16	15		
(株)ヤマダコーポレーション	5,600	5,600	同上	有
	16	14		
日本電信電話(株)	4,000	4,000	同上	無
	15	12		
萩原工業(株)	10,000	10,000	同上	無
	11	12		
日東工器(株)	8,000	8,000	同上	有
	11	14		
アーケランズ(株) (注)9	7,400	7,400	同上	無
	11	12		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	13,020	13,020	同上	無 (注)10
	11	8		
(株)コメリ	4,100	4,100	同上	無
	11	10		

(株)りそなホールディングス	14,700	14,700	同上	無
	10	6		
(株)ロブテックス	3,800	3,800	同上	有
	10	6		
アネスト岩田(株)	12,000	12,000	同上	有
	10	10		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	2,235	2,235	同上	無
	10	8		
芝浦メカトロニクス(株)	1,000	1,000	同上	無
	9	9		
(株)A & D ホロンホールディングス(注)11	8,000	8,000	同上	有
	8	10		
(株)みずほフィナンシャルグループ	4,300	4,300	同上	無 (注)12
	7	6		
(株)エディオン	4,000	4,000	同上	無
	5	4		
フルサト・マルカホールディングス(株)	1,000	1,000	同上	有
	3	2		
立川ブラインド工業(株)	3,000	3,000	同上	無
	3	3		
コニシ(株)	2,000	2,000	同上	有
	3	3		
(株)ダイケン	2,000	2,000	同上	有
	1	1		
ホソカワミクロン(株)	400	400	同上	無
	1	1		
(株)オークワ	1,000	1,000	同上	無
	0	0		
(株)マキヤ	1,000	1,000	同上	無
	0	0		
(株)神戸製鋼所	1,000	1,000	同上	無
	0	0		
ツインバード工業(株)	1,000	1,000	同上	無
	0	0		
(株)Olympicグループ	1,000	1,000	同上	無
	0	0		
(株)ナンシン	1,000	1,000	同上	有
	0	0		
不二サッシ(株)	600	600	同上	無
	0	0		
(株)キトー	-	67,000	同上	無
	-	133		
日立金属(株)	-	15,000	同上	無
	-	31		
コマニー(株)	-	10,000	同上	無
	-	12		

(注) 1. コーナン商事(株)以下の特定投資株式は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、特定投資株式が60銘柄以下のため全銘柄について記載しています。

2. 定量的な保有効果については記載が困難です。保有の合理性は、毎年取締役会にて検証しています。
3. 東京海上ホールディングス(株)は令和4年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。
4. 東京海上ホールディングス(株)は当社株式を保有していませんが、同子会社の東京海上日動火災保険(株)は当社株式を保有しています。
5. (株)ダイヘンは当社株式を保有していませんが、同子会社の(株)ダイヘンテクノサポートは当社株式を保有しています。
6. 日本電計(株)は令和4年1月1日付で、普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っています。
7. TONE(株)は令和4年12月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っています。

8. (株)三井住友フィナンシャル・グループは当社株式を保有していませんが、同子会社のS M B C日興証券(株)は当社株式を保有しています。
9. アークランドサカモト(株)は、令和4年9月1日付で同子会社の(株)ピバホームと合併し、アークランズ(株)に商号変更されています。
10. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有していませんが、同子会社の三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)は当社株式を保有しています。
11. (株)エー・アンド・デイは令和4年4月1日付で持株会社体制に移行し、(株)A & Dホロンホールディングスに商号変更されています。
12. (株)みずほフィナンシャルグループは当社株式を保有していませんが、同子会社のみずほ証券(株)は当社株式を保有しています。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,469	39,400
売掛金	28,775	31,557
電子記録債権	2,132	2,758
商品	42,292	45,292
その他	814	658
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	115,483	119,667
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	75,660	77,863
減価償却累計額	25,319	27,840
建物及び構築物(純額)	50,340	50,023
機械装置及び運搬具	14,058	14,448
減価償却累計額	6,069	7,440
機械装置及び運搬具(純額)	7,988	7,008
工具、器具及び備品	6,135	6,158
減価償却累計額	4,392	4,684
工具、器具及び備品(純額)	1,743	1,474
土地	² 37,895	² 38,546
建設仮勘定	226	412
有形固定資産合計	98,194	97,464
無形固定資産		
ソフトウェア	5,150	3,878
ソフトウェア仮勘定	244	494
その他	8	7
無形固定資産合計	5,403	4,381
投資その他の資産		
投資有価証券	¹ 2,967	¹ 3,118
繰延税金資産	141	120
再評価に係る繰延税金資産	² 155	² 155
その他	321	310
貸倒引当金	10	10
投資その他の資産合計	3,575	3,694
固定資産合計	107,173	105,540
資産合計	222,657	225,207

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,354	18,866
短期借入金	17,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	-	10,000
未払金	3,126	3,090
未払法人税等	2,898	2,515
賞与引当金	17	12
その他	2,862	1,694
流動負債合計	42,258	46,178
固定負債		
長期借入金	35,000	25,000
長期預り保証金	2,726	2,780
役員退職慰労引当金	151	151
その他	94	94
固定負債合計	37,971	28,026
負債合計	80,230	74,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,022	5,022
資本剰余金	4,711	4,711
利益剰余金	132,579	141,096
自己株式	78	79
株主資本合計	142,234	150,750
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	678	466
土地再評価差額金	2 353	2 353
為替換算調整勘定	133	139
その他の包括利益累計額合計	192	252
純資産合計	142,426	151,002
負債純資産合計	222,657	225,207

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
売上高	226,833	1 246,453
売上原価	2 179,162	2 194,292
売上総利益	47,670	52,160
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	6,782	7,630
販売促進費	843	316
役員報酬	404	401
給料及び賞与	12,159	13,036
賞与引当金繰入額	17	8
福利厚生費	2,197	2,343
減価償却費	6,929	6,667
支払手数料	2,321	2,638
その他	4,703	4,451
販売費及び一般管理費合計	34,673	37,493
営業利益	12,997	14,667
営業外収益		
受取利息	3	5
受取配当金	38	52
不動産賃貸料	203	166
補助金収入	147	138
その他	354	216
営業外収益合計	747	579
営業外費用		
支払利息	88	87
賃貸収入原価	56	41
支払補償費	-	30
その他	44	20
営業外費用合計	189	180
経常利益	13,555	15,065
特別利益		
固定資産売却益	3 3,466	-
投資有価証券売却益	-	194
特別利益合計	3,466	194
特別損失		
立退補償金	50	-
特別損失合計	50	-
税金等調整前当期純利益	16,971	15,259
法人税、住民税及び事業税	4,532	4,519
法人税等調整額	842	114
法人税等合計	5,374	4,633
当期純利益	11,596	10,626
親会社株主に帰属する当期純利益	11,596	10,626

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
当期純利益	11,596	10,626
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	80	212
為替換算調整勘定	268	272
その他の包括利益合計	1,349	1,599
包括利益	11,945	10,686
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,945	10,686

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,022	4,711	123,465	77	133,121
会計方針の変更による 累積的影響額			235		235
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,022	4,711	123,229	77	132,885
当期変動額					
剰余金の配当			2,242		2,242
土地再評価差額金の取 崩			4		4
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,596		11,596
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	9,350	1	9,348
当期末残高	5,022	4,711	132,579	78	142,234

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	597	357	401	161	132,960
会計方針の変更による 累積的影響額					235
会計方針の変更を反映し た当期首残高	597	357	401	161	132,724
当期変動額					
剰余金の配当					2,242
土地再評価差額金の取 崩		4		4	-
親会社株主に帰属する 当期純利益					11,596
自己株式の取得					1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	80	-	268	349	349
当期変動額合計	80	4	268	353	9,702
当期末残高	678	353	133	192	142,426

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,022	4,711	132,579	78	142,234
会計方針の変更による 累積的影響額					-
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,022	4,711	132,579	78	142,234
当期変動額					
剰余金の配当			2,110		2,110
土地再評価差額金の取 崩					-
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,626		10,626
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	8,516	0	8,515
当期末残高	5,022	4,711	141,096	79	150,750

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	678	353	133	192	142,426
会計方針の変更による 累積的影響額					-
会計方針の変更を反映し た当期首残高	678	353	133	192	142,426
当期変動額					
剰余金の配当					2,110
土地再評価差額金の取 崩					-
親会社株主に帰属する 当期純利益					10,626
自己株式の取得					0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	212	-	272	59	59
当期変動額合計	212	-	272	59	8,575
当期末残高	466	353	139	252	151,002

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	16,971	15,259
減価償却費	6,957	6,690
貸倒引当金の増減額（ は減少）	3	0
受取利息及び受取配当金	42	57
支払利息	88	87
有形固定資産売却損益（ は益）	3,466	-
立退補償金	50	-
売上債権の増減額（ は増加）	3,496	3,398
棚卸資産の増減額（ は増加）	1,021	2,906
仕入債務の増減額（ は減少）	883	2,505
未払消費税等の増減額（ は減少）	2,071	1,216
その他	415	148
小計	19,414	17,113
利息及び配当金の受取額	42	58
利息の支払額	88	88
法人税等の支払額	3,392	4,905
立退補償金の支払	50	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,926	12,178
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,875	3,818
有形固定資産の売却による収入	4,946	3
無形固定資産の取得による支出	720	1,114
投資有価証券の取得による支出	999	499
投資有価証券の売却による収入	-	236
その他	52	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,596	5,165
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	-	7,000
自己株式の取得による支出	1	0
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	2,241	2,109
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,243	9,110
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	48
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	9,105	2,049
現金及び現金同等物の期首残高	32,344	41,449
現金及び現金同等物の期末残高	1 41,449	1 39,400

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しています。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

TRUSCO NAKAYAMA CORPORATION(THAILAND)LIMITED

PT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIA

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

東洋スチール株式会社

ユニオンスチール株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

.....主として総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

.....平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に

取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。

その他の有形固定資産については、主として定率法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～12年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産

.....定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、役員退職慰労金の旧内規に基づく平成16年3月31日現在の要支給額を計上しています。

なお、平成16年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、プロツール（工場用副資材）の卸売業を主な事業としており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としています。このような商品の販売については、通常、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しています。収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しています。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積もっています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっています。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 連結子会社における有形固定資産の減損

当社の連結子会社である、PT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIAは、継続して営業損失が生じたことから減損の兆候があるものと判断し、減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が、当連結会計年度末時点での該当資産の帳簿価額である1,768百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしました。回収可能性の検討に利用する将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積りをしていますが、インドネシアの市場動向に関する予測等には不確実性を伴うため、経営者による市場予測に対する判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. たな卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

たな卸資産 42,292百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、一定の保有期間が経過した滞留在庫について、商品の性質に応じた評価減率を設定し、評価を行っています。

主要な仮定

滞留在庫の定義や評価減割合が年度末時点のたな卸資産の収益性を適切に反映しているか否かに関して、商品等の過去の販売実績が将来の期間においても継続すると仮定して商品等の将来の販売可能性を見積もっています。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来における景気等の市場経済を取り巻くさまざまな外部要因や著しい技術改革等によって、商品等の販売実績が当初の想定を大きく下回った場合には、翌連結会計年度のたな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 連結子会社における有形固定資産の減損

当社の連結子会社である、PT.TRUSCO NAKAYAMA INDONESIAは、継続して営業損失が生じたことから減損の兆候があるものと判断し、減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が、当連結会計年度末時点での該当資産の帳簿価額である1,812百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしました。回収可能性の検討に利用する将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積りをしていますが、インドネシアの市場動向に関する予測等には不確実性を伴うため、経営者による市場予測に対する判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

棚卸資産 45,292百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、一定の保有期間が経過した滞留在庫について、商品の性質に応じた評価減率を設定し、評価を行っています。

主要な仮定

滞留在庫の定義や評価減割合が年度末時点の棚卸資産の収益性を適切に反映しているか否かに関して、商品等の過去の販売実績が将来の期間においても継続すると仮定して商品等の将来の販売可能性を見積もっています。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来における景気等の市場経済を取り巻くさまざまな外部要因や著しい技術改革等によって、商品等の販売実績が当初の想定を大きく下回った場合には、翌連結会計年度の棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、約束した商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来、販売費及び一般管理費に計上していた得意先に対する販売促進費について、見積金額を取引価格の算定にあたって減額し、売上高で処理しています。さらに、営業外費用に計上していた売上割引を変動対価として売上高から減額、営業外収益に計上していた仕入割引を仕入高から減額しています。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっています。

ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しています。

- (1) 前連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと
- (2) 当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に含まれる変動対価の額について、変動対価の額に関する不確実性が解消された時の金額を用いて比較情報を遡及的に修正すること
- (3) 前連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、比較情報を遡及的に修正すること

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金は186百万円減少し、商品は335百万円減少し、繰延税金資産は107百万円増加し、買掛金は172百万円減少し、未払金は701百万円減少し、流動負債(その他)は701百万円増加し、繰越利益剰余金は243百万円減少しています。前連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は2,508百万円減少し、売上原価は1,903百万円減少し、販売費及び一般管理費は710百万円減少し、営業利益は105百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ17百万円減少しています。

前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益は17百万円減少し、売上債権の増加額は43百万円減少し、棚卸資産の増加額は14百万円減少し、仕入債務の増加額は26百万円減少し、その他は14百万円減少しています。

前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は235百万円減少しています。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しています。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表への影響額はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
投資有価証券(株式)	98百万円	98百万円

2 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産(負債)」として資産(負債)の部に計上し、当該繰延税金資産(負債)を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しています。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
再評価を行った土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額(うち、賃貸等不動産に該当するもの)	1,633百万円 (+8百万円)	1,505百万円 (+19百万円)

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報」に記載しています。

2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(は戻入益)が売上原価に含まれています。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
売上原価	25百万円	37百万円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
建物及び構築物	4百万円	- 百万円
土地	3,461百万円	- 百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	116百万円	112百万円
組替調整額	- 百万円	194百万円
税効果調整前	116百万円	306百万円
税効果額	35百万円	93百万円
その他有価証券評価差額金	80百万円	212百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	268百万円	272百万円
その他の包括利益合計	349百万円	59百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	66,008,744	-	-	66,008,744

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,589	618	100	66,107

(変動事由の概要)

増加数は、次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加 618株

減少数は、次のとおりです。

単元未満株式の買増請求による減少 100株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年2月12日 取締役会	普通株式	923	14.00	令和2年12月31日	令和3年3月3日
令和3年8月6日 取締役会	普通株式	1,318	20.00	令和3年6月30日	令和3年8月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年2月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,022	15.50	令和3年12月31日	令和4年3月3日

(注) 定款第39条の定めによる取締役会決議に基づく配当です。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	66,008,744	-	-	66,008,744

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	66,107	396	46	66,457

(変動事由の概要)

増加数は、次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加 396株

減少数は、次のとおりです。

単元未満株式の買増請求による減少 46株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年2月9日 取締役会	普通株式	1,022	15.50	令和3年12月31日	令和4年3月3日
令和4年8月9日 取締役会	普通株式	1,088	16.50	令和4年6月30日	令和4年8月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年2月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,549	23.50	令和4年12月31日	令和5年3月3日

(注) 定款第39条の定めによる取締役会決議に基づく配当です。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
現金及び預金	41,469百万円	39,400百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	19百万円	-百万円
現金及び現金同等物	41,449百万円	39,400百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金及び総額5億円以内の投資有価証券に限定し、資金調達については運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行と当座借越契約を締結しています。

また、設備投資計画に照らして必要な資金は銀行借入により調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主な金融商品は、営業債権である売掛金及び電子記録債権、株式及び債券等である投資有価証券、営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、営業取引に係る運転資金である短期借入金、設備投資資金である長期借入金、営業取引及び不動産賃貸借取引に係る預り保証金があります。

この中で売掛金及び電子記録債権は通常の営業活動に伴い発生するものであり、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券のうち株式は、取引先企業等からの依頼により取得したものであり、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「販売業務規程」、「与信限度管理規程」に基づき支店が販売店の信用状況の見直しを定期的に行い、財政状況等の悪化による信用不安先の債権の早期回収に努め、リスク低減を図っています。

市場リスクの管理

投資有価証券は主として株式であり、「資産運用規程」に基づき上場株式については毎月時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及び連結子会社は、財務課が適時に資金繰り計画を作成・更新して、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（令和3年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	1,848	1,848	-
資産計	1,848	1,848	-
長期借入金	35,000	34,970	29
長期預り保証金（その他）	36	36	-
負債計	35,036	35,007	29

(注) 1. 現金は記載を省略しており、預金・売掛金・電子記録債権・買掛金・短期借入金・未払金・未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しています。また、営業取引に係る預り保証金については、営業債権に係る保証金の預り分であり、売掛金と同様、時価が帳簿価額にほぼ等しいと判断し、記載を省略しています。

2. 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度
非上場株式	1,020
関連会社株式	98
合計	1,118

当連結会計年度（令和4年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	2,008	2,021	12
資産計	2,008	2,021	12
長期借入金	35,000	34,661	338
長期預り保証金（その他）	51	50	1
負債計	35,051	34,711	340

(注) 1. 現金は記載を省略しており、預金・売掛金・電子記録債権・買掛金・短期借入金・未払金・未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから記載を省略しています。また、営業取引に係る預り保証金については、営業債権に係る保証金の預り分であり、売掛金と同様、時価が帳簿価格にほぼ等しいと判断し、記載を省略しています。

2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

3. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	1,010
関連会社株式	98
合計	1,109

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(令和3年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	41,469	-	-	-
売掛金	28,775	-	-	-
電子記録債権	2,132	-	-	-
合計	72,377	-	-	-

当連結会計年度(令和4年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	39,400	-	-	-
売掛金	31,557	-	-	-
電子記録債権	2,758	-	-	-
合計	73,717	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和3年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	17,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	10,000	8,500	1,500	15,000	-
合計	17,000	10,000	8,500	1,500	15,000	-

当連結会計年度(令和4年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,000	-	-	-	-	-
長期借入金	10,000	8,500	1,500	15,000	-	-
合計	20,000	8,500	1,500	15,000	-	-

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

当連結会計年度(令和4年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,884	-	-	1,884
資産計	1,884	-	-	1,884

(注)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は114百万円です。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

当連結会計年度(令和4年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	22	-	22
資産計	-	22	-	22
長期借入金	-	34,661	-	34,661
長期預り保証金(その他)	-	50	-	50
負債計	-	34,711	-	34,711

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、当社が保有している株式方式のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

長期借入金・長期預り保証金(その他)

これらの時価は、当該債権債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和3年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,363	389	973
その他	127	39	87
小計	1,490	429	1,061
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	357	441	83
その他	-	-	-
小計	357	441	83
合計	1,848	870	978

当連結会計年度(令和4年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,069	340	729
その他	114	39	75
小計	1,184	379	804
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	815	948	132
その他	-	-	-
小計	815	948	132
合計	1,999	1,328	671

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	236	194	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	151百万円	147百万円
賞与引当金	5百万円	2百万円
未払金	236百万円	243百万円
役員退職慰労引当金	46百万円	46百万円
減損損失	194百万円	192百万円
その他	719百万円	605百万円
繰延税金資産小計	1,355百万円	1,237百万円
評価性引当額	32百万円	29百万円
繰延税金資産合計	1,321百万円	1,207百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	821百万円	819百万円
その他有価証券評価差額金	281百万円	191百万円
特定株式取得積立金	76百万円	76百万円
繰延税金負債合計	1,180百万円	1,086百万円
繰延税金資産(は負債)の純額	141百万円	120百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.7%	0.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
人材確保等促進税制による税額控除	- %	0.9%
その他	0.4%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7%	30.4%

(賃貸等不動産関係)

当社では、宮城県及びその他の地域において、賃貸不動産を保有しています。また、大阪府及び京都府に保有しているオフィスビル等の一部については当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分			前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
			賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額
期中増減額	1,368	1		
期末残高	1,038	1,037		
期末時価		7,344		7,589
賃貸等不動産として 使用される部分 を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	473	710
		期中増減額	236	16
		期末残高	710	693
	期末時価		1,025	997

(注) 1 当連結会計年度末現在で保有している賃貸等不動産の概要については、次のとおりです。

区 分	賃貸等不動産の内容	所在地
賃貸等不動産	旧プラネット東北・旧仙台支店	仙台市若林区
	旧前橋営業所	群馬県高崎市
	旧太田営業所	群馬県邑楽郡大泉町
	旧千葉支店	千葉県市原市
	名古屋支店新築移転用地	名古屋市中村区
	旧プラネット大阪第1センター駐車場	大阪府東大阪市
	旧プラネット大阪第2センター駐車場	大阪府東大阪市
賃貸等不動産として 使用される部分を含 む不動産	秋田支店残地	秋田県秋田市
	トラスコクリスタルビル	京都市下京区
	トラスコグレンチェックビル	大阪市西区
	本町セントラルビル	大阪市中央区

- 2 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
- 3 期末時価は8月末を基準として「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)による方法に基づき、第三者である不動産会社が作成する簡易査定金額を時価として開示しています。第三者からの取得や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合については、当該評価額や指標を用いて評価した金額によっています。また、新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価評価しています。

また、賃貸等不動産に関する当連結会計年度における損益は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	連結損益計算書における金額			
	営業収益	営業原価	営業利益	その他損益 (減損損失等)
賃貸不動産	67	19	48	-
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産	98	22	75	-
合 計	166	41	124	-

(注) 営業収益及び営業原価は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）であり、それぞれ連結損益計算書の営業外収益及び営業外費用に計上しています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社は、販売ルート別のセグメントから構成されており、製造業、建設関連業等向け卸売の「ファクトリールート」、ネット通販企業等向け販売の「eビジネスルート」、ホームセンター、プロショップ等向け販売の「ホームセンタールート」及び連結子会社業績、諸外国向け販売の「海外ルート」の4つのルートを報告セグメントとしています。

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

報告セグメントの利益又は損失は、経常利益又は損失ベースの数値です。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度に係る連結財務諸表から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更していません。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の利益又は損失の算定方法により作成したものを記載しています。

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	ファクトリー ルート	eビジネス ルート	ホームセンター ルート	海外 ルート	計		
売上高							
外部顧客への売上高	162,379	44,393	18,366	1,694	226,833	-	226,833
セグメント利益又は 損失() (注)1	9,258	3,359	455	32	13,041	513	13,555
セグメント資産	126,011	7,193	9,183	4,153	146,541	76,115	222,657
その他の項目							
減価償却費 (注)4	6,063	553	239	78	6,935	22	6,957
受取利息	-	-	-	2	2	0	3
支払利息	-	-	-	0	0	88	88
有形・無形固定資産 の増加額	620	10	11	7	650	8,147	8,798

(注)1 「セグメント利益又は損失()」は、経常利益又は損失を表示しています。

2 調整額は、次のとおりです。

(1) 「セグメント利益又は損失()」の調整額5億13百万円は、各報告セグメントに帰属しない利益が含まれています。

(2) 「セグメント資産」の調整額761億15百万円は、各報告セグメントに配分していない現金及び預金408億77百万円、土地・建物248億50百万円、ソフトウェア45億79百万円などが含まれています。

(3) 事業セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なります。

(4) 「有形・無形固定資産の増加額」の調整額81億47百万円は、土地・建物97億54百万円などが含まれています。

3 「セグメント利益又は損失()」は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っています。

4 「減価償却費」は、長期前払費用の償却額を含んでいます。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	ファクトリー ルート	eビジネス ルート	ホームセンター ルート	海外 ルート	計		
売上高							
作業用品	31,421	7,232	7,837	263	46,753	-	46,753
環境安全用品	29,585	10,911	3,843	120	44,461	-	44,461
ハンドツール	26,175	8,662	4,919	420	40,177	-	40,177
工事用品	19,829	6,537	1,813	160	28,340	-	28,340
物流保管用品	20,393	5,329	1,261	116	27,102	-	27,102
オフィス住設用品	14,636	5,793	802	88	21,321	-	21,321
生産加工用品	13,340	3,863	516	207	17,928	-	17,928
研究管理用品	7,538	2,568	96	109	10,314	-	10,314
切削工具	6,591	603	463	47	7,706	-	7,706
その他	1,094	73	606	572	2,347	-	2,347
顧客との契約から生 じる収益	170,606	51,576	22,162	2,108	246,453	-	246,453
外部顧客への売上高	170,606	51,576	22,162	2,108	246,453	-	246,453
セグメント利益又は 損失() (注)1	10,846	3,477	393	97	14,815	250	15,065
セグメント資産	129,036	8,119	11,406	4,579	153,141	72,065	225,207
その他の項目							
減価償却費 (注)4	5,741	593	259	78	6,672	18	6,690

受取利息	-	-	-	5	5	0	5
支払利息	-	-	-	0	0	87	87
有形・無形固定資産 の増加額	2,851	0	4	15	2,871	1,928	4,799

(注) 1 「セグメント利益又は損失()」は、経常利益又は損失を表示しています。

2 調整額は、次のとおりです。

(1) 「セグメント利益又は損失()」の調整額 2 億50百万円は、各報告セグメントに帰属しない利益が含まれています。

(2) 「セグメント資産」の調整額720億65百万円は、各報告セグメントに配分していない現金及び預金386億88百万円、土地・建物236億65百万円、ソフトウェア34億79百万円などが含まれています。

(3) 事業セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なります。

(4) 「有形・無形固定資産の増加額」の調整額19億28百万円は、ソフトウェア 9 億17百万円、土地・建物 4 億73百万円などが含まれています。

3 「セグメント利益又は損失()」は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っています。

4 「減価償却費」は、長期前払費用の償却額を含んでいます。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

外部顧客への売上高	金額
作業用品	42,128
環境安全用品	39,971
ハンドツール	37,271
工事用品	26,003
物流保管用品	24,875
オフィス住設用品	20,538
生産加工用品	17,172
研究管理用品	9,758
切削工具	7,142
その他	1,971
合計	226,833

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本国内の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

日本国内に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本国内の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

日本国内に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	株式会社 NSホール ディングス (注)1	東京都 大田区	94	損害保険 の代理業 務、生命 保険の募 集業務、 不動産管 理等	(被所有) 直接 12.02	不動産 の取引	建物の 購入 (注)2	222	-	-
							土地の 購入 (注)2	3,555	-	-
役員及び その近親 者	中山 沙織	-	-	代表取締 役社長 中山哲也 の子	(被所有) 直接 0.56	不動産 の取引	土地 の購入 (注)2	445	-	-
役員及び その近親 者	中山 梨絵	-	-	代表取締 役社長 中山哲也 の子	(被所有) 直接 0.34	不動産 の取引	土地 の購入 (注)2	445	-	-

(注)1. 当社役員中山哲也及びその近親者が議決権の100%を直接保有しています。

2. 不動産の購入については、不動産鑑定評価を勘案した上で決定しています。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

開示が必要となる重要な取引がないため、開示を省略しています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社

開示が必要となる重要な取引がないため、開示を省略しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1株当たり純資産額	2,159円86銭	2,289円92銭
1株当たり当期純利益	175円86銭	161円15銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。

2 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっています。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ、3円69銭及び11銭減少しています。

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	11,596	10,626
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	11,596	10,626
普通株式の期中平均株式数(千株)	65,942	65,942

4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	142,426	151,002
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	142,426	151,002
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	65,942	65,942

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	17,000	10,000	0.1036	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	10,000	0.2655	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	35,000	25,000	0.1839	令和6年4月 令和7年4月 令和8年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	52,000	45,000	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	8,500	1,500	15,000	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	61,159	120,683	180,924	246,453
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	3,671	6,162	9,415	15,259
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,534	4,250	6,470	10,626
1 株当たり四半期(当期)純利益 (円)	38.44	64.46	98.12	161.15

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	38.44	26.01	33.67	63.03

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	40,877	38,688
売掛金	1 28,748	1 31,603
電子記録債権	2,132	2,758
商品	41,308	44,115
前払費用	305	296
その他	488	336
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	113,859	117,798
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,704	47,406
構築物	1,922	1,902
機械及び装置	7,824	6,886
車両運搬具	163	121
工具、器具及び備品	1,703	1,446
土地	36,488	37,054
建設仮勘定	226	412
有形固定資産合計	96,033	95,230
無形固定資産		
ソフトウェア	5,124	3,853
ソフトウェア仮勘定	244	494
その他	8	7
無形固定資産合計	5,377	4,356
投資その他の資産		
投資有価証券	2,868	3,019
関係会社株式	4,616	4,616
出資金	12	12
破産更生債権等	2	2
長期前払費用	17	17
繰延税金資産	99	76
再評価に係る繰延税金資産	155	155
差入保証金	170	163
その他	112	109
貸倒引当金	10	10
投資その他の資産合計	8,045	8,164
固定資産合計	109,457	107,750
資産合計	223,316	225,548

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 16,351	1 18,855
短期借入金	17,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	-	10,000
未払金	3,123	3,085
未払費用	96	94
未払法人税等	2,893	2,507
未払消費税等	1,745	530
預り金	282	287
賞与引当金	17	8
その他	719	766
流動負債合計	42,229	46,135
固定負債		
長期借入金	35,000	25,000
長期預り保証金	2,726	2,780
役員退職慰労引当金	151	151
その他	92	92
固定負債合計	37,970	28,024
負債合計	80,199	74,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,022	5,022
資本剰余金		
資本準備金	4,709	4,709
その他資本剰余金	1	1
資本剰余金合計	4,711	4,711
利益剰余金		
利益準備金	1,255	1,255
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,862	1,857
特定株式取得積立金	173	173
繰越利益剰余金	129,845	138,335
利益剰余金合計	133,136	141,621
自己株式	78	79
株主資本合計	142,791	151,275
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	678	466
土地再評価差額金	353	353
評価・換算差額等合計	325	112
純資産合計	143,116	151,388
負債純資産合計	223,316	225,548

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
売上高	1 226,397	1 245,899
売上原価	1 178,993	1 194,116
売上総利益	47,403	51,782
販売費及び一般管理費	2 34,393	2 37,194
営業利益	13,009	14,588
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	38	52
為替差益	3	63
不動産賃貸料	203	166
補助金収入	147	138
その他	354	200
営業外収益合計	747	620
営業外費用		
支払利息	88	87
賃貸収入原価	56	41
支払補償費	-	30
その他	33	20
営業外費用合計	178	180
経常利益	13,579	15,028
特別利益		
固定資産売却益	3,466	-
投資有価証券売却益	-	194
特別利益合計	3,466	194
特別損失		
立退補償金	50	-
特別損失合計	50	-
税引前当期純利益	16,995	15,222
法人税、住民税及び事業税	4,526	4,510
法人税等調整額	840	116
法人税等合計	5,366	4,626
当期純利益	11,628	10,595

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧 縮積立金	特定株式取 得積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	5,022	4,709	1	4,711	1,255	142	-	122,592	123,989
会計方針の変更による 累積的影響額								235	235
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,022	4,709	1	4,711	1,255	142	-	122,356	123,754
当期変動額									
剰余金の配当								2,242	2,242
土地再評価差額金の取 崩								4	4
固定資産圧縮積立金の 積立						1,724		1,724	-
固定資産圧縮積立金の 取崩						4		4	-
特定株式取得積立金の 積立							173	173	-
当期純利益								11,628	11,628
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	1,719	173	7,488	9,382
当期末残高	5,022	4,709	1	4,711	1,255	1,862	173	129,845	133,136

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	77	133,646	597	357	240	133,886
会計方針の変更による 累積的影響額		235				235
会計方針の変更を反映し た当期首残高	77	133,410	597	357	240	133,651
当期変動額						
剰余金の配当		2,242				2,242
土地再評価差額金の取 崩		4		4	4	-
固定資産圧縮積立金の 積立		-				-
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
特定株式取得積立金の 積立		-				-
当期純利益		11,628				11,628
自己株式の取得	1	1				1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			80	-	80	80
当期変動額合計	1	9,380	80	4	85	9,465
当期末残高	78	142,791	678	353	325	143,116

当事業年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧 縮積立金	特定株式取 得積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	5,022	4,709	1	4,711	1,255	1,862	173	129,845	133,136
会計方針の変更による 累積的影響額									
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,022	4,709	1	4,711	1,255	1,862	173	129,845	133,136
当期変動額									
剰余金の配当								2,110	2,110
土地再評価差額金の取 崩									
固定資産圧縮積立金の 積立									
固定資産圧縮積立金の 取崩						4		4	-
特定株式取得積立金の 積立									
当期純利益								10,595	10,595
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	4	-	8,489	8,485
当期末残高	5,022	4,709	1	4,711	1,255	1,857	173	138,335	141,621

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	78	142,791	678	353	325	143,116
会計方針の変更による 累積的影響額		-				-
会計方針の変更を反映し た当期首残高	78	142,791	678	353	325	143,116
当期変動額						
剰余金の配当		2,110				2,110
土地再評価差額金の取 崩		-				-
固定資産圧縮積立金の 積立		-				-
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
特定株式取得積立金の 積立		-				-
当期純利益		10,595				10,595
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			212	-	212	212
当期変動額合計	0	8,484	212	-	212	8,271
当期末残高	79	151,275	466	353	112	151,388

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

.....移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

.....時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

.....移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

.....総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

.....平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。その他の有形固定資産については、定率法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 2～12年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

.....定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 長期前払費用

.....定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、役員退職慰労金の旧内規に基づく平成16年3月31日現在の要支給額を計上しています。

なお、平成16年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、プロツール(工場用副資材)の卸売業を主な事業としており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としています。このような商品の販売については、通常、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しています。収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しています。変動対価は、過去実績や契約条件を考慮し、合理的に見積もっています。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 棚卸資産の評価

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項(重要な会計上の見積り) 2. 棚卸資産の評価」に記載のとおりです。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 棚卸資産の評価

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項(重要な会計上の見積り) 2. 棚卸資産の評価」に記載のとおりです。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、約束した商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来、販売費及び一般管理費に計上していた得意先に対する販売促進費について、見積金額を取引価格の算定にあたって減額し、売上高で処理しています。さらに、営業外費用に計上していた売上割引を変動対価として売上高から減額、営業外収益に計上していた仕入割引を仕入高から減額しています。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっています。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しています。

- (1) 前事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと
- (2) 当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に含まれる変動対価の額について、変動対価の額に関する不確実性が解消された時の金額を用いて比較情報を遡及的に修正すること
- (3) 前事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、比較情報を遡及的に修正すること

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、売掛金は186百万円減少し、商品は335百万円減少し、繰延税金資産は99百万円増加し、買掛金は172百万円減少し、未払金は701百万円減少し、流動負債(その他)は701百万円増加し、繰延税金負債は7百万円減少し、繰越利益剰余金は243百万円減少しています。前事業年度の損益計算書は、売上高は2,508百万円減少し、売上原価は1,903百万円減少し、販売費及び一般管理費は710百万円減少し、営業利益は105百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ17百万円減少しています。

前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は235百万円減少しています。

遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益はそれぞれ3円69銭及び11銭減少しています。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
短期金銭債権	85百万円	173百万円
短期金銭債務	146百万円	144百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	623百万円	737百万円
仕入高	1,456百万円	1,498百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当事業年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
運賃及び荷造費	6,780百万円	7,628百万円
給料及び賞与	12,057百万円	12,930百万円
減価償却費	6,859百万円	6,593百万円

おおよその割合

販売費	約55%	約56%
一般管理費	約45%	約44%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
子会社株式	4,517	4,517
関連会社株式	98	98
計	4,616	4,616

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	151百万円	147百万円
賞与引当金	5百万円	2百万円
未払金	236百万円	243百万円
役員退職慰労引当金	46百万円	46百万円
減損損失	194百万円	192百万円
その他	645百万円	531百万円
繰延税金資産計	1,278百万円	1,163百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	821百万円	819百万円
その他有価証券評価差額金	281百万円	191百万円
特定株式取得積立金	76百万円	76百万円
繰延税金負債計	1,179百万円	1,086百万円
繰延税金資産(は負債)の純額	99百万円	76百万円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当事業年度 (令和4年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割額	0.7%	0.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
人材確保等促進税制による税額控除	-	0.9%
その他	0.3%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.6%	30.4%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	47,704	1,992	0	2,290	47,406	25,653
	構築物	1,922	149	-	169	1,902	1,965
	機械及び装置	7,824	390	-	1,328	6,886	6,073
	車両運搬具	163	52	0	94	121	1,365
	工具、器具及び備品	1,703	273	1	529	1,446	4,561
	土地	36,488 [509]	566	-	-	37,054 [509]	-
	建設仮勘定	226	3,126	2,939	-	412	-
	有形固定資産計	96,033	6,550	2,941	4,412	95,230	39,619
無形 固定 資産	ソフトウェア	5,124	924	-	2,195	3,853	6,440
	ソフトウェア仮勘定	244	960	710	-	494	-
	その他	8	1	-	2	7	19
		無形固定資産計	5,377	1,886	710	2,198	4,356

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	プラネット東関東 第2パレット自動倉庫新築	12億33百万円
	堺ストックセンター	7億20百万円
土地	プラネット新潟土地	3億97百万円

2 当期償却額は、販売費及び一般管理費に65億87百万円、営業外費用に18百万円を計上しています。

3 土地の当期首残高及び当期末残高の[内書]は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11	1	-	1	11
賞与引当金	17	8	17	-	8
役員退職慰労引当金	151	-	-	-	151

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権に係る貸倒引当金の洗替額1百万円です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期末より3か月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しています。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのURLは次のとおりです。 ホームページアドレス http://www.trusco.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第59期)	自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日	令和4年3月23日 関東財務局長に提出。
(2)	内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第59期)		令和4年3月23日 関東財務局長に提出。
(3)	四半期報告書 及び確認書	(第60期第1四半期)	自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日	令和4年5月11日 関東財務局長に提出。
		(第60期第2四半期)	自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日	令和4年8月10日 関東財務局長に提出。
		(第60期第3四半期)	自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日	令和4年11月8日 関東財務局長に提出。
(4)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書		令和5年3月27日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年3月24日

トラスコ中山株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂上	藤 継
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊 地	徹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトラスコ中山株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラスコ中山株式会社及び連結子会社の令和4年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

滞留在庫の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、会社は商品の評価基準として、総平均法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用している。また、「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、一定の保有期間が経過した商品を滞留在庫として定義し、商品の性質に応じた評価減率を設定し、評価を行っている。</p> <p>会社は得意先に対する商品の即納体制の強化等を目的として、取扱アイテム数の拡大を進めており、当連結会計年度の連結貸借対照表における商品残高は45,292百万円と総資産の20%を占め、連結財務諸表における金額的重要性が高い。</p> <p>かかる状況において、会社が設定した滞留在庫の定義や評価減率が連結会計年度末時点の棚卸資産の収益性を適切に反映しているか否かに関して、一定の不確実性が認められることから、慎重な検討が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、滞留在庫の評価が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、滞留在庫の評価を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の滞留在庫の評価方法（滞留在庫の定義と、それに基づく評価対象となる在庫の範囲及び適用される評価減率）の合理性を評価するため、その根拠について経理責任者へ質問した。 ・評価減率の算定に関する会社検討資料を入手し、会社の採用する評価減率が直近のアウトレット販売や返品による回収実績及び廃棄実績に照らして不合理な点がないかどうかを検討した。 ・当監査法人のITの専門家の関与の上で、評価減の対象となる棚卸資産の抽出処理及び評価損金額の計算に係るITシステムの業務処理統制の検討を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トラスコ中山株式会社の令和4年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、トラスコ中山株式会社が令和4年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年3月24日

トラスコ中山株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂上	藤 継
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊地	徹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトラスコ中山株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラスコ中山株式会社の令和4年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

滞留在庫の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「重要な会計方針」に記載のとおり、会社は商品の評価基準として、総平均法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用している。また、「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、一定の保有期間が経過した商品を滞留在庫として定義し、商品の性質に応じた評価減率を設定し、評価を行っている。</p> <p>会社は得意先に対する商品の即納体制の強化等を目的として、取扱アイテム数の拡大を進めており、当事業年度の貸借対照表における商品残高は44,115百万円と総資産の19%を占め、財務諸表における金額的重要性が高い。</p> <p>かかる状況において、会社が設定した滞留在庫の定義や評価減率が事業年度末時点の棚卸資産の収益性を適切に反映しているか否かに関して、一定の不確実性が認められることから、慎重な検討が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、滞留在庫の評価が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。